

# 久留米広域合併協議会

## 第13回会議録

於 久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

平成15年12月6日(土)

# 久留米広域合併協議会第13回会議録

平成15年12月6日(土)

14時00分開会

久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

## ○出席委員(30名)

### 久留米市

江 藤 守 國 会長  
川 地 東洋男 委員  
十 中 大 雅 委員  
前 川 博 委員  
古 賀 喜美子 委員  
岩 辺 康 平 委員

### 城島町

佐 藤 利 幸 委員(副会長)  
宮 田 康 敏 委員  
中 島 昌 明 委員  
今 村 新 委員  
市 川 範 子 委員

### 田主丸町

右 田 正 純 委員  
別 府 好 幸 委員  
古 賀 正 邦 委員  
清 水 公 子 委員  
松 下 幸 嗣 委員  
三 浦 俊 明 委員

### 三瀨町

砂 山 惣 吉 委員(副会長)  
内 田 満 委員  
新 山 正 英 委員  
田 中 義 一 委員  
寺 島 廣 記 委員  
富 松 章 子 委員  
富 松 茂 治 委員

### 北野町

秋 吉 喜一郎 委員(副会長)  
檜 原 政 則 委員  
深 町 英 俊 委員  
田 中 和 義 委員  
谷 口 邦 博 委員  
益 永 工三子 委員  
澤 水 正 義 委員

---

## ○欠席委員(4名)

### 久留米市

今 村 信 義 委員

### 田主丸町

馬 田 博 委員(副会長)

### 城島町

中 島 宏 輔 委員  
平 田 正 委員

# 久留米広域合併協議会（第13回）次第

開催日時：平成15年12月6日(土)

14時00分～

場 所：久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

## 1. 開 会

## 2. 報告事項

- (1) 報告第19号 第12回協議会以降の協議会活動について

## 3. 協議事項

- (1) 第39号議案 久留米広域合併協議会の監事の選任について
- (2) 協 議 新市建設計画(案)について
- (3) 第15号議案 地方税の取扱いについて
- (4) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて
- (5) 第22号議案 町名・字名の取扱いについて
- (6) 第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (7) 第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて
- (13) 第37号議案 財産の取扱いについて
- (14) 第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについて
- (15) 第40号議案 慣行の取扱いについて
- (16) 第41号議案 斎場に関する取扱いについて
- (17) 第42号議案 ごみ処理に関する取扱いについて
- (18) 第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて
- (19) 第44号議案 介護保険事業の取扱いについて
- (20) 第45号議案 保健医療事業の取扱いについて
- (21) 第46号議案 行政区の取扱いについて
- (22) 第47号議案 コミュニティ施策の取扱いについて
- (23) 第48号議案 国民健康保険事業の取扱いについて

## 4. そ の 他

## 5. 閉 会

## 久留米広域合併協議会（第13回）

（午後2時00分 開会）

議長(江藤守國君) 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第13回会議を開催させていただきます。

本日の会議は、配布いたしております次第のとおり進めさせていただきたいと思っております。

本日も合併協定項目につきまして、多数の項目の協議並びに提案となっておりますので、委員の皆さん方よろしくお願ひしたいと思っております。

まず最初に、田主丸町の長淵委員が都合により協議会委員を辞任されました関係で、協議会委員の変更がっております。

新しい委員をご紹介したいと存じます。田主丸町議会議長の右田正純委員さんでございます。

委員(右田正純君) どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

右田委員には、協議会委員へのご就任とともに、久留米広域合併協議会小委員会規程第3条の規定によりまして、「議員の定数及び任期に関する小委員会」の委員に指名させていただいておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

それではまず、本日の会議の会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は三潁町の富松章子委員さん、久留米市の古賀喜美子委員さんを指名させていただきます。後日、会議録が調製できましたら、よろしくお願ひいたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。定員12名に対し、先着順により9名の傍聴を許可しております。

それでは、委員の皆さんの出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) 出席状況を報告いたします。本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員34名中、現時点で29名の委員の皆様がご出席でございます、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。資料といたしましては、次第、委員名簿、席次表、第13回議案等及び新市建設計画(案)の5つと、議案等の資料の差し替えがあるようがございますので、合計6つの資料でございます。お手元でございますでしょうか。

なお、本日の協議では、第8回から13回協議会までの資料が関連いたします。お持ちでない場合は、事務局にお申し出いただきたいと思っております。

それでは報告事項に入ります。まず報告第19号 第12回協議会以降の協議会活動について、事務局より報告をお願いします。

事務局(田中) お手元の資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第19号

#### 第12回協議会以降の協議会活動について

第12回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

2ページをお開きください。

別紙として、第12回協議会以降の協議会活動について整理をさせていただいております。まず、小委員会でございますが、11月29日「議員の定数及び任期に関する小委員会」第5回会議を開催させていただきました。

また、この資料には記載しておりませんが、先ほど本日この協議会開催前に、第6回小委員会会議を開催させていただいたところでございます。

在任特例後の定数特例の取扱いについて協議をいたしました。本日まだ結論は出ておりません。

それから、会議といたしまして11月27日に、第13回幹事会を開催させていただきました。本日の提出議案及び本日の開催要領等について、ご審議をいただいたところでございます。

また、専門部会・分科会活動につきまして、前回と内容的には変わりませんが、現在調整内容の作成を行っております。第13回協議会に提案する合併協定項目に関する部会をはじめ、下に11月13日より11月27日までの開催内容を記載しておりますとおり、延べ

4 部会、3 分科会、2 2 ワーキンググループが開催されたところでございます。また、システムワーキンググループでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っております。

それから視察といたしまして、11月17日、1市4町の管内施設等の視察を実施したところでございます。

以上、協議会活動の報告とさせていただきます。

議長(江藤守國君) 事務局より、第12回協議会以降の活動についてご報告をいたしました。委員の皆さん、ご質問がございませんでしょうか。

なお、ご発言に際しましては、市・町名並びにお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をいただきますようお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ないようでございますので、次の協議事項に入ります。

まず、第39号議案 久留米広域合併協議会の監事の選任についてを議題といたします。説明をお願いします。

事務局(田中)

第39号議案

#### 久留米広域合併協議会の監事の選任について

久留米広域合併協議会規約第6条第5項の規定に基づき、次の者を久留米広域合併協議会の監事に選任することについて、承認を求める。

監 事 榎 原 政 則 委 員

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

内容について、説明をさせていただきます。

田主丸町の長瀬委員の委員辞任に伴いまして、この監事の選任の承認を求めるものでございます。

第1回の協議会におきまして、監事選任のルールを定めていただいておりますが、それは久留米市を除く第2号委員、第3号委員、それぞれの最年長者を選任する。ただし、同じ町

にならないようにするというものでございます。ご承知のように、現在第3号委員の監事は、三瀧町の田中義一委員でございますので、久留米市と三瀧町を除きます3町から2号委員の最年長委員でございます北野町の榎原委員を監事として選任するものでございます。以上、説明を終わります。

議長(江藤守國君) 以上の説明のとおりでございますが、何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) それでは、原案のとおり承認していただいでよろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは、榎原委員には監事として今後大変お世話をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。(拍手)

榎原委員、ちょっと一言お願いします。

監事(榎原政則君) 監事の選任を賜りました北野町の榎原でございます。監事の目的、あるいはその趣旨に沿ってベストを尽くしたいと思っておりますので、前任者同様ひとつご指導ご鞭撻のほどをよろしく賜りまして、ごあいさついたします。よろしく願いいたします。(拍手)

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

続きまして、新市建設計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局(荒木) ご説明申し上げます。

協 議

#### 新市建設計画(案)について

新市建設計画(案)について、別紙のとおり協議を求めます。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

本協議につきましては、合併協議会のご承認をいただきまして、県と検討、協議をしてお

りましたが、その協議の回答がまいりましたので、その回答に基づきまして修正を行うものでございます。

その内容でございますが、修正の理由について、まず申し上げたいと思います。

県の方でいろいろな事業を現在既に進めておりますし、計画を実施されております。そういうものを反映させようとするものが第一でございます。

2つ目に、他の広域合併協議会等の建設計画と同じスタイルの文書にするということをしたものでございます。

もう1点が、県として戦略的に現在展開しております施策を追加したものでございます。

まず、新市建設計画(案)の本編の新市建設計画主要施策・事業でございますが、下の方から3段目に、快適な居住空間の整備というものがございまして、その右の方に主要事業の内容といたしまして新たに、「や住宅市街地の住環境の整備など」という文章を挿入しております。

次に、第4章の新市における福岡県事業の推進でございますが、ここにおきまして、筑後田園都市圏構想及び福岡・筑後活力コリドー構想が、現在「ふくおか新世紀計画」の中に記述されているわけでございますが、その内容をここに記述をさせていただいているものでございます。またその後、具体的に平成14年度、また15年度につきまして、事業が一定進捗しておりますので、その進捗に合わせて表現を変えている部分でございます。

次のページでございます。新市における福岡県事業でございます。

最初に、「新市の建設に当たって、県が主体となって実施する事業は次のとおりです」ということで、県が主体となって実施する事業というものの書き方、記述の仕方で、ここで整理させていただいているところでございます。

そして以下、こういう認識観、例えば東西幹線軸の整備で申し上げますと、新市は市域における東西の距離が32.15kmと長く、新市の東部地域と西部地域を結ぶ東西幹線軸の整備が必要である、重要であるという認識を踏まえて、そのためにこういう事業を計画的に進めますという整理の記述の仕方になっているところでございます。

その次のページでございます。3番目に、戦略的成長産業の振興ということでございまして、現在県南地域におきまして久留米地域を中心といたしまして、バイオ産業、バイオクラ



スターづくりが行われているところでございますが、そのバイオ産業というものを中心にここで整理をさせていただいているところでございます。

以上で、新市建設計画の協議につきまして、ご説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) ただいま事務局より説明がございました。県との事前協議によります修正ということでございますが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、提案のとおり承認することとさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは、ただいまのご承認を受けまして、今後県への正式協議に臨むということになります。それに当たりまして文言等の修正などが必要となりました場合につきましては、その確認については会長一任とさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

{「異議なし」と呼ぶ者あり}

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは、その場合の取扱いは、会長一任とさせていただくことといたします。なお、県への正式協議が整いました後には、議案として提案させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に入ります。第15号議案 地方税の取扱いについてであります。この件は国民健康保険事業の取扱いや行政区の取扱いなどとあわせて協議することといたしておりました。本日、この2つの協定項目を後ほど提案、説明する予定でございますので、その提案後にご協議をお願いしたいと思います。

それでは次に、第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。この件に関しましては、調整内容のうち、(5)の経済団体の補助及び支援についての項目のみ継続協議として、その他の項目はご承認をいただいております。継続協議となっております(5)の経済団体の補助及び支援につきましては、前回首長会議で検討し、その後に提案するというようにさせていただいております。11月22日の1市4町の首長会議におきま

して検討した結果を議案の修正という形で、今日提案させていただきますので、まず部会から説明をお願いします。

都市産業部会(川原) それでは、ご説明を申し上げます。

会長からお話がありましたように、継続協議となっておりました経済団体への補助及び支援につきましては、先般、首長会議が開かれまして、4ページをお願いしたいと思いますが、この4ページの調整内容の欄に記載されております文章に修正しまして、この協議会に提案するということになりました。

その修正の内容でございますけれども、修正前の文章、下の欄でございますが、この「当分の間」につきまして、この説明を新たに挿入しようとしたものでございます。その挿入した文章は、前回のこの法定協議会で事務局から説明をいたしました、「当分の間」の定義でございます。したがって修正後の文章は、読みますと、「経済団体の補助及び支援については、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいため」、ここまでは修正前と同じでございます。その後、「合併後、新たな法や制度の変更や地域の意向を踏まえて、その変更の協議や合意がなされるまでの間については」、この文を挿入します。以後、「現行の各市町の補助基準に基づく助成を継続することとする」と、しようとするものでございます。以上、ご説明を終わります。

議長(江藤守國君) 説明は終わりました。修正の内容といたしましては、具体的に「当分の間」の考え方を記述しているものでございます。何かご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは修正した内容のとおり承認いたしたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君)

ありがとうございました。

それでは、第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いの(5)経済団体の補助及び支援については、この修正内容により承認することといたします。

続きまして、第22号議案 町名・字名の取扱いについてを議題といたします。

この件は、第9回協議会で方向性の合意をいただきまして、現在まで継続協議となっているものですが、部会より資料を配布の上、補足説明があるようでございますので、まず説明を受けたいと思います。

#### 資料配布

総務部会(中園) 総務部会の中園と申します。今、お手元に配布いたしました補足資料によりまして、ご説明を申し上げたいと思います。

町名・字名の取扱いについて、4項目にわたり整理をさせていただいております。まず1項目目、町・字についてでございます。町・字についての定義をさせていただいております。

「町・字」とは、「市町村の区域内の一定の区域」を指すものでございます。また、「町・字名」につきましては、「住民の日常生活にとって密接な関係を持つものであるが、元来それは、単なる地域特定のための名称であるにとどめるもの」でございます。また、これにつきましては、第10回の久留米広域合併協議会におきまして、町・字の名称については、久留米市は現行どおりとし、田主丸町、北野町、城島町及び三潁町については、旧自治体名を付し、「大字」の表記を削除した形態に変更する。なお、その名称については、各町の意向により合併までに調整すると提案をしておりますけれども、その具体的な内容につきましては下の方の表に、表記で掲げさせていただいております。

また、このことによりまして、1市4町の境界は消えることとなります。

まず、表の説明をさせていただきます。合併前の自治体名。久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潁町が、合併後は久留米市という自治体名になります。そして町・字名、久留米市の城南町、荒木町荒木、それから田主丸の大字田主丸、北野の大字中、城島の大字檜津、三潁町の大字玉満が、久留米市の場合は同じように城南町は城南町、荒木町荒木は荒木町荒木で変わりませんが、田主丸町の場合は田主丸町田主丸。そうすると北野町の場合、大字中が北野町中。それと城島町の場合、大字檜津が城島町檜津。それと三潁町の場合、大字玉満が三潁町玉満ということで変更になる。

ただ、ここに波線を引いております。この波線の部分の名称につきましては、先ほどご説明いたしましたように、各町の意向によりまして合併までに調整されることになっておりま

す。

続きまして行政区についてでございますけれども、現在、4町で行政の円滑、または効率的な運営を図ることを目的とされまして、規則・規程で設置されております行政区は、自治体独自の制度でございます。今回、協議していただいております町名・字名の取扱いと行政区の区域及び単位は、連動するものではありません。

また、付け加えますと、本日46号議案にて提案されます合併協定項目、行政区の取扱いの中で、「行政区は現行のまま新市に引き継ぐ」となっておりますが、その概要につきましては下の図で表示をさせていただきます。

裏面をお願いいたします。住民票の表示についてでございます。今現在、住民票の表示につきましては、昭和42年の10月4日自治省、行政局長等の通知によりまして、「都道府県、郡、市、区及び町村の名称、並びに市町村の町または字の名称・地番により記載する」ということで通知をされております。

こういったことで、現在、1市4町の住民票の表記方法は、この通知によりまして同様の表記がされております。その具体的な内容は、下の方に表で掲げております。住民票の表記例というところの表を見ていただくと、合併前、福岡県、久留米市の場合は郡は存在しませんので、福岡県久留米市。それと、福岡県浮羽郡田主丸町。同じく、福岡県三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞郡三潞町というのが合併後、福岡県久留米市ということで、この部分が都道府県、郡、市、区及び町村の名称の部分でございます。

続きまして、久留米市の場合、城南町。田主丸が、大字田主丸。大字中、大字櫛津、大字玉満という市町村の町、または字の名称が、それぞれ久留米市の場合、城南町。田主丸の場合が、大字田主丸が田主丸町田主丸。北野町さんが、大字中が北野町中。それから大字櫛津が城島町櫛津。大字玉満が三潞町玉満。この部分が市町村の町または字の名称になります。それに地番がついて今現在の1市4町の住民票の表記が、このような方法でされているということでございます。

続きまして、4番の土地登記簿の表記についてでございますけれども、今回、町・字名の変更は県が告示を行います。告示をした後、新しい町・字名として効力を発しまして、法務局は県の告示を受けまして、町・字名の変更部分のみ職権にて登記簿の修正を行うことになっ

ております。

以上で、補足資料の説明を終わりたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。補足資料の説明がありました。何か御意見等がございましたらお願いいたします。

はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸町の三浦でございます。

整理していただきまして少し分かるようになったんですけども、私はこの町・字問題というのは、単なるその名称の問題ではなくて、この行政区の問題、行政の組織ですね、行政の単位、そういう問題も非常に関わりが深く、4町から言えば町の名前がついたからといって解決したという問題ではないということをもまず申し上げたいと思います。

具体的に申し上げますと、この1ページ目の、おもての表の合併後とありますけども、ここで自治体名と右に町・字名とありますが、4町にとりましてですね、町をまず消していただきたいと、理解するために町がないと思いますと、例えば田主丸町の田主丸、田主丸町の秋成というのは、あたかも田主丸町というイメージを持ちますけども、これは田主丸町田主丸のこの7文字で大字になるわけです。次の田主丸町秋成は、この6文字で1つの大字になるわけなんです。

つまり、どういうことかと言いますと、田主丸というエリアがなくなると、地図の上からなくなることが非常に大きな問題と申しますか、我々は認識しなきゃいけないと。したがって現行の、まず田主丸には23の大字があるんですけども、その上に全部田主丸という名前がつくわけですね、接頭語みたいに。そうなったときには、逆に言えば田主丸という町はなくなる、北野という町もなくなると、三瀨も城島もなくなる。その結果どうなるかと言いますと、例えば地図から消えることがまず第1点です。

2点目は、例えば県会議員の定数は浮羽郡で1名です。三瀨郡でも恐らく1名と思います。そのときに田主丸の例をとりますと、田主丸ということが表示できないものですから、浮羽郡の中の1名というのは、浮羽郡もなくなります。そうしますと、吉井町、浮羽町、その次は26の行政区を並べなきゃいけないんですよ。田主丸ということがなくなりますから、旧田主丸というのも使えない。そういう問題を絡んでということ。

裏を返せば、さらに今度農業委員会なんかで恐らく旧町名ごとに定数が決まるとしますと、これは田主丸から10名というのは、旧町名の10名でございまして、その10名の定数は全部字名を言わなきゃいけないと。こういうふうになるわけなんです。非常に、例えば運動会とか文化祭をやっても田主丸町民運動会とかできなくなるんですね、田主丸という地名がなくなりますから。二十幾つの、23の大字大会になっちゃうんですよ。

私は、そういう意味で、この田主丸とか北野というのを、自治体の名前の間に挟めないかと。要するに地域として、その地域を示すエリアとして現行の田主丸なり北野なり、そういうのを置いた方が、私は非常に分かりやすいと。

例えば、婦人会がありますけども、婦人会も田主丸というんじゃなくて、大字の集大成しかできなくなるわけですね。田主丸婦人会、北野婦人会はできなくなるわけです。俗称しかもう使えなくなる。そういうところを考えなければいけない。

それからもう1つは、大きな2番目は行政組織との関わりでございまして。つまり、久留米市から大字が直結するわけです。そうしますと、今まさに総合支所の問題を言っておりますけども、総合支所とは何かと言ってるわけです。例えば、久留米市大字秋成、久留米市田主丸、それから久留米市赤司が直結するわけですね。

で、皆さん方は恐らく、その総合支所というのは旧三瀨町でまとまった組織があるんで、そこに庁舎が来るんであろうというふうに、ご理解なさってると思うし、私もそれを期待してるんですけども、そういうのが一義的にはそういう権限とかなくなっちゃうわけですね。そういうところを私、非常に心配します。

かつ、そういうこともあるし、行く行くは今皆さんご存じのとおり、政府は地方制度調査会で地域自治会、地域協議会をつくらうとしてるわけですが、その受け皿の組織もないと、大字でいけばですね。恐らく地域自治会というのは、旧町村名でできるとは思いますけども、その田主丸町には地域自治会ができるはずですよ。恐らくその法律が、もう来年できるとは思いますけどですね。そしたらその受け皿すらない、大字しかありませんから。

したがってこれは、私は、その下の方にあります行政区問題、こういうものと絡めてやっぱり整理しないと、単なる町名がこう変わったという問題じゃないと思います。

具体的には、例えば今、久留米市で27の小学校で小学校の運動会があつてるとしますと、

27校区ができなくなっちゃうわけですね、今度は。並列ですから、旧久留米市も使えないわけなんですよ。

したがって、ここはやはりもう一度、その字・町名の根幹にかかわる問題を、ぜひ専門家も入れて議論していただきたい。逆に言えば、そういう議論が部会とか幹事会で議論されたのかというのが心配なんです。

1つご質問したいのは、そういう幹部会とか下部の組織で、どういう議論を経てここまできたのか、それが第1点。

それから2点目は提案として、これはその自治会組織とか、そういうものと絡めて議論していただきたい。したがって、今日結論を出すことは延期していただきたいというのが2点目の要求でございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。今、2点ご質問がありましたけれど、事務局から回答をお願いします。

総務部会(檜原) 総務部会の檜原でございます。

ただいま、三浦委員さんからご意見とご質問がございました。今日まで協議もさせていただいたところでございますが、まずご質問の2点の前に、もう一度、町・字の今回提案しております内容等について整理をして申し上げますと、お手元の補足資料の1行目、2行目に書いておりますように、単なる地域特定のための名称、これにとどまるものである。実際の行政運営上の名称を指すということに、実質的にも限定して解釈をしてよろしいと、そのような考え方であるものでございまして、実際の行政運営上は、行政組織としましての総合支所の設置、それから地域審議会、あるいは旧4町をエリアとしました行政区の運営、そういったことで、技術的にも4町の区域の特定というのは、これはもう十分条例・規則等でできるわけございまして、そういった中で実際の今から先、新しい市がいろんなその施策なり事業、それから地域振興等をやっていきます中で、その区域として十分に、その地域に対する施策なり、あるいは地域のコミュニティ活動なり、そういったものを推進していくことは可能であるし、基本的にはこの町名・字名とは別個のものとしてご理解をいただきたいと、そのように感じているところでございます。

ですから、ご質問の件でございますが、まず第1点目の、どのような議論が部会等でされ

たのかということでございますが、ただ先ほどから私が申し上げておりますような前提の中での議論、これはやってきたということでございます。

それから行政区等との関係でございますが、それらにつきましては、制度的には別個のものでございますので、行政区につきましては行政区、あるいはもう既に提案をされております総合支所等の組織等につきましては、そのような項目の中で別個にご議論をぜひお願いをしたいというふうに思っております。

今申し上げましたような趣旨で、町名・字名の取扱いについては、ぜひご了解をお願いしたいというふうに事務局としては考えております。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 三浦でございます。第1点の、単なる地域特定のものであれば、例えば田主丸という、田主丸町田主丸以下23も無様に、頭に田主丸つけなきゃならないような字名はまずいと思いますね。地域特定だけであれば、田主丸というのを前にもってきたらどうだろうか、それの方がずっと分かりやすいわけなんです。そういうところが非常に、私は大事だと思うんですね。田主丸町秋成、田主丸町何とかずうっといちいち言わなきゃいけないんです。

事実、さっきの、選挙のときとかどういう表現をされるんですか。例えば、現行の田主丸で農業委員会10名としますと、それはどういう表現をされるのか。しかも、これは地域の組織とは関係ないと、原則は上の、これはコンメンタールに読みますと、町・字名が原則は自治組織なんです。最終的な自治組織の単位と書いてます。ただ例外的に、その今の行政区と字名が違ってる自治体がたくさんあるんで、最高裁はそれを認めたというにすぎないんです。原則は上の組織名が下部の行政組織にもなるというのが大原則なはずなんです。だから、決して上と下は別じゃございません。

そのところを十分やっておかないと、一番心配するのは総合支所の問題。これが直接大字とつながりますと、総合支所をつくっても事務連絡しか、極端に言えばなってくるんですね。そこをやっぱりぜひ議論してもらいたいと。

だから、私はやっぱり、この真ん中にぜひ久留米市、久留米市というと非常に語弊があるんですけども、筑後川市と考えていただいて、筑後川市に旧久留米市があり、田主丸があり、



北野があると、その下に大字があると。非常に組織としてしっかりするんですね。それは法律でも認められているはずなんですよ。それを直接、筑後川市から大字秋成とか大字田主丸にもってきても、非常に距離が大きいと。もうちょっと小さなブロックでやった方が選挙だとか、いろんな地域活動、婦人会活動、運動会、いろんな面で活動しやすいんじゃないかと。これはおろそかにできない問題なんで、私が聞いた範囲ではそういう議論は全くなされてないんで、非常に心配して申し上げるわけでございます。以上です。

議長(江藤守國君) 今のお話にも、何か事務局から回答ありますか。

総務部会(檜原) いわゆる市町村の合併でございますので、旧自治体との境界は消えてしまうというのが基本でございますので、旧自治体間の区域での区分、これらは基本的にはつけるべきではないし、新しい市になって、一体となって新市が建設をされて、行政、あるいはその市民生活等も遂行されるわけでございます。そういった意味合いで、新市の運営は先ほど申し上げましたような、総合支所の取扱いとか行政区、あるいは地域審議会とか、そういったものがございまして、少なくとも町名・字名での地域特定、これらにつきましては、新市の中に壁といいますか、境界を設けるような考え方は、今のいわゆるその自治制度の中におきましても、事務局といたしましては想定をされてないと、政令市以外は想定をされてないと、そのような認識をしているところでございますので、再度申し上げますが、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 一体化のために境界線をつくらないというのはそれでわかるんですけども、私は一体化ということで、ブロックを分けた方が管理がしやすいし、住民もそれがいいという判断なんです。久留米市の下に直接大字をもってくるんじゃなくて、田主丸という地域、それがあつた方が本当にいろんな活動がしやすいんじゃないかと、それが本当の合併じゃないかと、そういうふうに理解すればいい。

それはそこに町長を置けとか、何とか区長を置けとかいうんじゃないんです。組織としてどうするか。例えば、もう一回答えてくださいよ。田主丸に10名のその農業委員を選定するときに、選挙区はどういう表現をされますか。

議長(江藤守國君) はい。

総務部会(榎原) 技術的な話でございますが、例えばということでお聞きいただきたいんですが、例えば、その総合支所を設置をする条例とか、その規定を1つの根拠づけとして区域を田主丸地域でありますとか、あるいは北野地域でありますとか、1つの一番大もとになる条例等を設置することになるというふうに思います。その中で、一旦町名・字名で決定をされた区域を表現をしておけば、そのほかのすべてのさまざまな制度、あるいは施策、そういったことでブロック的に行っていきますすべてのもの、それらについては表示が単純な形での表示が可能でございますし、行政運営上は十分それでやっていけるし、問題は発生しない、そのように考えているところでございます。

議長(江藤守國君) はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 三浦でございます。そういうことであれば、その都度、その都度、この条例で選挙区はこうだ、こうだと決めるよりか、北野町ということ認めてやっておけば、もう一本でいいわけですね。毎回、毎回、その運動会ごとに何かやらにやいけないとかですね。

だから、それを決めておって、どうして悪いんだろうかと。そういう仕組みをやっておって全然、私は問題ないと思うんですね。これは地方自治法にも反しないし、あるいはブロックを認めて、恐らく皆さん方も自分の城島とか三瀬とか1つのまとまりでこれまできてるんで、今後とも婦人会とか農協だとかいろんな組織がそこでまとまりたいという気持ちはあると思うんですね。そこは地域で代表してくれないか。そこに町を置けとは言ってないんです。地域のまとまりの単位をつくっておいたらいかがですかと、こう言ってるわけですけどね。以上です。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

田主丸の三浦さんが言っておられることは余り高等すぎて、私には理解できませんが。例えば、城島町は久留米市城島町榎津とあるわけですね、合併後は。そしたら城島町というエリアは残っていくと思うんですね。

たとえ今、三浦さんが言われるように、田主丸町に農業委員が10人どうするか、田主丸町とあるわけでしょうが。

委員(三浦俊明君) ないんですよ、ここに。ないんです。ないから心配。

委員(宮田康敏君) どこにないんですか。

委員(三浦俊明君) ないんですよ。大字しか残ってない。

委員(宮田康敏君) 大字はないわけでしょう。

議長(江藤守國君) いや、田主丸というのは全部残るんですが、田主丸町というのは。

委員(三浦俊明君) 残らないんです。上につくだけなんです。

議長(江藤守國君) だから上につくでしょう。

委員(三浦俊明君) 田主丸というエリアはなくなるし。(「合併にならんじゃなかですか。エリアばつくりたいっち言うなら」と呼ぶ者あり)

委員(宮田康敏君) これは、私たちの町はもう久留米市城島町檜津でようございます。田主丸がそこで問題があるのなら、今後、田主丸町で煮詰めをしてください。

委員(三浦俊明君) はい、分かりました。

議長(江藤守國君) はい。それでは、三漕町の方の今の意見に関して、ご意見お願いします。

委員(新山正英君) 前回もこの件について申し上げたんですけど、三漕町としては現行の表現で承諾をいたしております。以上です。

議長(江藤守國君) はい、ありがとうございました。

それでは北野町さん、お願いします。

委員(檜原政則君) 北野町はこの資料に出ておるとおり、これで結構です。

1つ久留米市にお尋ねしたいのは、謄本をとった場合、失礼ですが、久留米市荒木町荒木というふうになっているんでしょう。それが、合併しても久留米市北野町中というふうにならば、謄本上は出るわけでしょう。その点はいかがでしょうか。それを確認して、それがオーケーであれば、これで我が北野町は結構です。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、事務局から答えてください。

総務部会(中園) 今の分は土地の登記簿の件とか住民票の表記の件でしょうか。

委員(檜原政則君) さようです。

総務部会(中園) それは、この裏面に記載しておりますとおりでございまして、今の委員

さんの質問につきましては、土地の登記簿の表記、それと住民票の表記ということで記載をさせていただいております。そのとおりでございます。

議長(江藤守國君) はい。

城島町さんはもう結構ですね。(「はい」と呼ぶ者あり)

久留米市はもちろんですね。

それでは、今のような3町さんのご意見です。田主丸については、継続ということですね。

それでは、町名・字名につきましては、田主丸町の方で意思統一をお願いしたいと思っております。

それでは、次回に継続をいたします。

続きまして、第32号議案 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。議案資料は、第11回協議会議案等の12ページから15ページでございます。

この件につきましては、前回田主丸町より、少し協議時間が必要との理由で、継続協議としたものでございます。

田主丸町さん、いかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(右田正純君) 田主丸の右田でございますが、11回の協議会の中で提案をされたということでございます。私ども田主丸といたしましても、協議を重ねてまいりました。意見の集約まで、もうしばらく時間が必要でございます。8日、明日、あさってになりますか、農業委員会の定例会も開くようにいたしておりますし、また議会でも特別委員会等で協議をいたしまして、次回の20日までには何らかの一定の目安をつけたいと思っております。

ご迷惑をおかけするかと思いますけれども、ひとつ継続協議ということをお願いをしたいと思っております。

議長(江藤守國君) ほかの3町さんは、前回の協議会で、この原案のとおりで結構だというご意見でございましたので、それでは田主丸町さんの今のお申し出でございますので、次回に継続協議といたします。

続きまして、第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、調整内容のうち(4)の介護用品支給についての項目のみ継続協議とし、その他の項目は承認いただいております。

継続協議となっております(4)の介護用品支給については、議案修正がございますので、まず部会から説明をお願いします。

保健福祉部会(長谷) 保健福祉部会の長谷でございます。

資料の5ページをお願いいたします。介護用品支給につきましては、11月12日の第11回の合併協議会に提案をしまして、ご協議いただきました。その後、再協議をいたしまして、本日再提案をさせていただいております。

修正内容でございますが、5ページの上の段に書いておりますが、介護用品支給については、「新市において統一した基準で実施するために、その対象者、所得要件及び給付額については、4町の実施状況並びに国・県補助事業の動向を踏まえ、合併までに調整を図る」ということで、修正で再提案をさせていただいております。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。ただいまの部会説明のとおり、調整内容を修正しているものでございますが、何かご意見なりございましたら、お願いいたします。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、この修正した内容のとおり承認いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは、第36号議案 高齢者福祉事業の取扱いの(4)介護用品支給につきましては、この修正内容により承認することといたします。

続きまして、第37号議案 財産の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回提案いたしておりました項目でございます。早速、協議をお願いしたいと思いますが、議案資料は第12回協議会議案等の15ページから17ページでございます。何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、右田委員。

委員(右田正純君) 田主丸の右田でございます。

ただいま会長さんの方からご説明がございましたように、私どもの財産の取扱いにつきましては、財産の取扱いのうちの(2)でございます。田主丸町には3つの財産区があるわけでございます。この財産区につきましては、9月ごろより、どのような取扱いをするかということで、管理会、それから区長会、議会の特別委員会等でも、いろいろ審議をしているところでございます。そのまま引き継ぐということについては、概ねの一致は見ておるわけでございますけれども、現在、その運営方法について若干のいろいろな議論がまだ必要なように考えておるわけでございます。また、県との協議もございますので、この集約まで、もう少し時間がかかるように思います。先ほどの農業委員会の件は、12月20日に行います協議会ということで申し上げておりましたが、この財産の取扱いの(2)の部分につきましては、もう少し時間をいただいて、私ども協議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(江藤守國君) はい。ただいま財産の取扱いの(2)の方ですね、項目としては(2)の方の田主丸の財産区の関係については、もう少し協議調整が必要だという田主丸の右田委員さんのお話でございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、第37号議案の財産の取扱いについてのうち、(1)については承認ということによろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい。(1)につきましては承認ということで、そして次の(2)につきましては継続協議ということで、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、第38号議案 事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

この件に関しましては、前回、追加資料の要望がございましたので、まずその資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局(荒木) それでは、追加資料につきましてご説明申し上げます。

前回、資料といたしまして、第27次地方制度調査会におきましての議論の内容、それから、そういう地域自治組織に対する合併協議会での取り組み状況について教えてほしいというご要望がございました。

まず、地方制度調査会におきますポイントにつきまして整理したものを最初につけさせていただきます。そのページが11ページまででございます。

まず、最初に掲げさせていただいておりますのは、地方制度調査会の答申であります今後の地方自治制度のあり方の部分の、基礎自治体に関する部分の概要図でございます。

ご存じのとおり、地方制度調査会につきましては、首相の諮問に応じまして、地方制度に関する重要事項を調査・審議されるために設置されたものでございまして、現在27次の調査会となっているところでございます。

今回、11月13日に、こういう形でご報告されたわけでございますが、まず掲げられておりますのは、地方分権時代の基礎自治体の構築ということで、基礎自治体のあり方、まず基礎自治体、市町村が優先であるという原則をきちんと持つと。また、自立性の高い行政主体の確立をする必要性があるということがまず謳われております。そして、それと同時に、住民自治の充実というものがやはり必要であるということが記述されているところでございます。

そして、そういう状況の中で、市町村をめぐる状況として、どういう課題があるかということで大きく3点、市町村の役割の変化、質・量ともに増加する事務を適切かつ効率的に処理する必要性が出てきている。2つ目に、厳しい財政事情にある。3つ目に、少子高齢化の進行に対応した行財政基盤の確立が求められている。こういう市町村をめぐる状況に対応し、市町村の規模・能力の拡充を図る、市町村合併の推進が必要であるということが、まず基本におさえられております。

それを踏まえまして、平成17年4月以降、これはいわゆる市町村合併特例法の期限後、どういう形で進めていくのかということが、まず左の方で整理されております。ここに出てきておりますのが、合併に関する多様な方策、2)の方でございますが、その中に書かれておりますように、合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用ということが記述されております。

そして右の方に、住民自治充実や協働推進のための新たな仕組みといたしまして、地域自治組織の制度化というものが書かれております。そして、この地域自治組織の制度化に当たりまして、行政区的なタイプと特別地方公共団体的なタイプというものが書かれているとこ

るでございます。

それをやや詳しく、概要といたしまして整理いたしましたのがその次のページ、ちょっと見方が逆になりますが、ここに書いておるところでございます。地域自治制度につきまして、書いておりますように、基礎自治体に当たりましての事務を適切かつ効率的に処理する必要性があるとか、本格的な少子高齢化社会が到来しつつある中、こういう基礎自治体に求められる重要な機能の1つであるということが書かれ、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきであるという記述が整理されております。

そして、行政区的なタイプを左の方に、右の方に特別地方公共団体タイプをしてありますが、特別地方公共団体タイプは、行政区タイプと異なる部分につきまして整理をさせていただいているところでございます。

簡単に申し上げますと、行政区タイプはいわゆる現在指定都市、政令市等でそれぞれの区がございますが、そういう区を一般制度として取り入れたらどうだろうかというものでございます。

私ではなかなか分からない部分につきましては、後ほど、今日アドバイザーで来ていただいています米倉主幹の方から補足していただければと思っておりますが、一応私が整理しました範囲内でご説明させていただきたいと思いますが、基本的な機能につきましては変わらないと思います。事務といたしましては、行政区タイプは基礎自治体の一部として事務を分掌いたします。特別地方公共団体タイプは、丸で書いておりますように、基本的には法令により義務づけられていない基礎自治体の事務のうち規約で定めるものになります。ですから、通常の事務とは異なってまいります。ただし、地域自治組織以下の基礎自治体の補助機関として兼任した場合には、法令事務も可能になるということでございます。

機関といたしましては、地域協議会及び地域自治組織の長を置く。また地域自治組織には事務所を置き、支所出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせるということになっております。

設置の根拠でございますが、行政区タイプは、地域自治組織の基本的な事項につきまして



は、基礎自治体の条例で定めることになっております。それから、特別地方公共団体的なタイプにつきましては、合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位に設置できると。当然この設置に当たりましては、都道府県知事が認可など所要の関与を行うということになっております。それから地域協議会につきましては、それぞれ書いておるとおりでございますが、特に違いますところは、選出方法が異なっております。また、地域自治組織、下の方に移りますと具体的な事務的な部分になりますが、地域自治組織の長は、特別地方公共団体においても基礎自治体の長が選任するという形になっております。

先ほどちょっと言い漏らしましたが、地域協議会の役員といいますか、選出に当たりましては、従来は中間報告の時点までは、いわゆる公選の方法もということが考えられておりましたが、そういうことではなくて、規約で定めるということになっております。財源につきましては、それぞれ書いておるとおりでございます。

なお、具体的な中身につきましては、詳細に 8 ページから 11 ページにわたって、地域自治組織関連の部分だけのみ、地方制度調査会答申より主な部分でございますが、抜粋して付けさせていただきます。

なお、こういうことで設置できるようになるわけでございますが、この分は地方制度調査会の答申でございますので、その答申を受けて具体的な対応が必要になってまいります。ご存じのとおり、法律にする必要性が出てくるということでございます。

総務省の平成 16 年度の地方行財政の重点施策といたしまして、現行の市町村合併特例法失効後において、現行法のような財政支援措置をとらずに、さらに自主的な合併を促進するための新たな法律を制定するというものがございます。

また、合併により規模が拡大する基礎的自治体における住民自治を強化するために、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位を基本として、地域共同体的な事務を処理する地域自治組織制度を創設したいということが掲げられているところでございますが、今後は次期の通常国会以降で具体的に提出されます新しい法律、ないしは地方自治法等の改正などによりまして、法制度が整備されて初めてどのような要件でどのようなものが該当するのか、特別地方公共団体につきましても、いわゆる合併特例法失効後の新たな合併促進法という仮称みたいな形でよく使われますが、合併促進法での合併だけに適用するようになるのか、そ

れとも現在の分もかというのは、ちょっと今の時点では分からないということでございます。

つきましては、どの時点で合併した市町村に認めるかというのは、法制化の段階で判断されるということになるということでございます。

続きまして、合併協議会における地域自治組織に関する検討状況の概要ということで、12ページ、13ページに資料を付けさせていただいておりますが、地域自治組織ということで、いろいろこういうことで書かれているところがございますが、加賀市・山中町につきましては、旧山中町を対象に「地域自治組織と山中支所」を設置するというようになっております。

それから、諏訪地域については、旧市町村単位に「地域局」をということで書いてございます。

また、浜田市につきましては、旧町村単位に住民自治区を設置したいということでございます。また、区長は公選により地域で選出することも検討ということでございます。

それから、石狩市につきましては、地方制度調査会の中間答申などを資料に検討中。以下、こう書いておるところでございますが、ご覧いただきますと分かりますように、都市規模としては、市域、都市規模のところを見ていただきますと分かりますように、下の方に合併後のエリア面積等を整理させていただいているところがございますが、非常に広い面積のところにつきまして、そういうような地域自治組織という視点での取り組みがされているような感じがいたします。

こういう形でできる限り探してみたところでございますが、こういう状況であります。ただ、この場合にもお分かりいただけるだろうと思いますが、地方制度調査会の答申で地域自治組織が明らかにされましたのは、最終的には今年の11月13日の答申でございますので、それ以降について、そのいわゆる地方制度調査会に掲げる地域自治組織というものを踏まえての議論がされているかどうかというのは、若干分からないところございまして、例えば地域自治組織を、いわゆるコミュニティ組織としてとらえられているところもあるのではないだろうか。ただ、地域自治組織という言葉で出ている部分につきまして、整理をさせていただいたというところがございます。

以上、簡単でございますが、追加資料についてご説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。それでは、県の方から米倉主幹がお見えでございますので、この面についてのお話をお願いします。

アドバイザー(米倉秀之君) 県の合併支援室の米倉でございます。補足説明をさせていただきます。

まず、前提条件として申し上げておきますことですが、今のご説明の中にもありましたけど、今ご覧いただいておりますのは、あくまでも11月13日に出了た地方制度調査会の答申でございますので、これのとおり法律改正がなるのかどうかというのは、あくまでも答申だということでございます。

これに沿った法改正がなされるという前提でお話しをさせていただきますと、一番のポイントは、皆様方ご関心がおありの部分というのは、果たしてこの地域自治組織が、この合併後の久留米市において導入できるのかどうかということだと思っておりますので、そこだけご説明させていただきますと、要は、この7ページの表に、7ページの下の方と上の方と2つに分かれているわけでございますけど、行政区的なタイプと法人格のある上の方の特別地方公共団体タイプと2つありますけど、結論から申し上げますと、行政区的なタイプ、行政区タイプ、これは一般制度として自治法の改正で導入されるという方向性でございますので、これについては当然ながら、そういう法改正がなされますと、全国どこの市町村もそういう法改正の後には導入ができるということでございます。

ちなみに、これはその合併後の市町村の条例でもって導入いたしますので、どういう区域でこの地域自治組織を設けるかというのも条例で決めることができます。それは小学校区単位ぐらいで設置することもできますし、例えば新しい久留米市になりましたときの旧田主丸町でありますとか、旧北野町、旧城島町、旧三瀨町という単位で地域自治組織を置くことも、当然ながらそういう条例で設定をすれば可能だということでございます。こちらは一般制度でございますので、自治法の改正がなされれば、当然導入が可能になってくるということでございます。

上の方の特別地方公共団体タイプ、法人格を持つものでございますけれど、これは先ほどの説明の中にもありましたとおり、今後の法改正の中で、どの時点から導入されるのか、これは一般制度ではございませんので、一説によりますと、今の合併特例法が切れまして後に、

さらに合併を促進する法律ができます。その法律は財政的な支援はないということで、合併特例債とかそういったものはなくなるわけでございますけど、新しい法律のもとで、財政支援がない合併促進法のもとで合併したところだけが、この特別地方公共団体タイプを設置することができるという法律になる可能性もございますので、こちらについては久留米市で導入できるかどうかというのは、ちょっと今の段階では全く言いようがないと、分からないという状況でございます。

ちなみに、この法改正につきましては、最新の総務省の状況を聞きますと、次期通常国会で提案するという事になっておりまして、恐らく予算審議が先行すると思いますので、3月ぐらいに提案されまして、そして来年は参議院選挙がございますので、国会会期延長はないと思いますので、そうなりますと6月ぐらいに法案が通るといふような予定になっております。

現段階で分かっておりますことは、以上でございます。

議長(江藤守國君) はい、どうもありがとうございました。

追加資料の説明は終わりましたが、これも含めまして協議をお願いしたいと思います。

議案資料は、第12回協議会議案等の18ページから21ページまででございます。何かご意見等はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(中島昌明君) 城島町の中島でございます。

今、事務局と、それから米倉主幹からお話を伺いましたが、大変分かりにくい、聞けば聞くほど分かりづらいような問題でございますが、この第38号議案の事務組織及び機構の取扱いについての、その調整内容の件で、この前、うちの平田委員の方から資料説明の要求があったと思いますが、その調整内容について、私の方の考え、あるいは意見を述べさせていただきたいと思いますが、1の「整備方針について」ということは、全くこれは問題はないと思っております。

続きまして2の「総合支所について」、これは特に(3)の、読ませていただきますと、「総合支所では、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き市民サービスを総合的に提

供する事務を取り扱うこととする」と。1つ考えられますのは、その「を除き市民サービスを総合的に提供する」というこの文言の中で、それじゃどれだけ今後、総合支所にいわゆるどこまでの権限と機能を持たせていただけるものかというのが大変重要な点であろうと思っております。ましてや、合併の方式にかかわらず、編入される側の住民にとりましては、最も関心が高く、実質的な吸収であるというふうな思いが強く働いていまして、合併の論議を消極化させている大きな原因になっていないのかということをおもっておるところでございます。

そうしたことをとらえまして、先般、私どもの平田委員が地域自治組織の創設についてというこの資料の要望をいたしました。先ほどからお話にありましたように、第27次地方制度調査会の答申の中では、地域自治組織の必要性が提唱されているわけでありまして。一方、本久留米広域合併協議会の新市建設計画の中では、地域自治組織の取扱いや考え方が一部記述はされていますが、合併後の課題として位置づけられているところでもあります。

そこで、現時点においては、地域自治組織がまだ法制度化されておりませんが、先ほどからもありましたように、来年の通常国会で地域自治組織の創設に関する法案が提案され、多分可決されるであろうということをお聞いておりますので、法制度化された場合を想定しまして、協定項目の「事務組織及び機構の取扱い」の調整内容について、「1. 整備方針について」、「2. 総合支所について」、その後、「3. 地域組織について」ということで、本文の中に明記していただいたらどうだろうか。これは当然、法制度化されれば、条例改正して設置することができるというふうなこともありますが、合併の時期との兼ね合いもありますので、もうこの時点で明記していただけないのかというふうなことを考えております。

その修正案としまして、「地域自治組織について、地域自治組織制度が合併前に法制度化された場合において、合併前の町を区域とする地域自治組織のあり方を検討し、合併時までに1市4町の協議により別に定める」と。そうした文言を、第3項として追加してほしいというふうに希望するところでございます。

これは、私ども城島町だけの問題ではなく、各町のやっぱり問題でもあらうと思っておりますので、できますれば各自治体の皆様方のご意見等も伺えればというふうに考えておりますが、会長よろしく願いいたします。

議長(江藤守國君) はい。今、城島町の中島委員からのご提案でございます。  
ご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(松下幸嗣君) 田主丸の松下です。

この問題は、地方制度調査会ですか、その中でもえらい議論になって、合併に対する不安が多いということで、この制度をつくったらいかがかという発言があって、今言われたような、中島さんが言われたような経過を踏まえてこれができつつあるわけです。

だから、この辺のことをもう少し分かりやすく説明してもらいたいという気もありますが、今言われたように本文の中に明記されて、総合支所の権限と機能まで含めたところで提案されたらいいんじゃないかと思います。

今の中島さんのご意見に賛成でございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(新山正英君) 三漕町の新山ですけども。今、城島の委員の中島さんの方からご提案がございました。私も、この総合支所の機能と権限をどこまで、どういうふうな形の中で具体化するかというのは非常に我々三漕町としても注目しておりますし、また大切なことではないかと、事前に議論をしているところでございます。しかしながら、それが明確に見えない部分で不安というのが募っている部分もまたあるのも事実でございます。

しかしながら、合併を前提とした議論の中で、我々は今議論を重ねているわけでございますので、そこらあたりは合併後にある程度の方針を持った部分の形をつくらなければいけないというふうにも、また議論としては思っているところでございますけれども、今、中島委員のご提案、部分に対して、私自身は賛成をいたしたいと、そんなふうに考えています。以上です。

議長(江藤守國君) はい。それでは、北野町さんのご意見はございますか。

はい、どうぞ。榎原委員。

委員(榎原政則君) 地方分権が叫ばれまして足かけ3年目でしょうか。そういうことでございますから、そうした総合支所の確立、位置づけというものにつきましては、合併前には

っきりと確立しておくべきだと私は思っております。ですから、提案された修正案につきましては、速やかにその原文を配布されまして、中身につきましては、はっきりと協議してもらいたいと。城島の提案につきまして賛成いたします。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

久留米の方、よろございますか。ご意見は。

委員(川地東洋男君) 久留米市でございますが、町の皆さん方から、やはり従来の町の機能として皆さん方と相談をしながら行政執行してきたということを最大限生かしながら、久留米市全体としても統一した調和のとれた発展を図るということで、いろいろとご協力いただいておりますが、そういう立場からすると、総合支所の機能の問題と、やはりそれを補完する自治組織の問題について、そういう危惧があることについては十分分かります。したがって、ある程度整理ができるならば、その合意の中で合意していただきまして、事後皆さん方の協議におけるスムーズな合意ができるようにご努力いただきたいと思います。

したがって、今日即決していただくんじゃなくて、法案の動向等もございまして、総務省の意向もございまして、幹事会で取り扱っていただきまして、次回以降でも提案いただきまして、皆さん方のご同意をいただけるような議事進行をいただければ一番いいんじゃないかと思っております。

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございました。

今、城島町の中島委員さんのご提案に対しまして、1市3町の方からもご意見いただきまして、そういう方向で協議した方がいいというご意見でございます。

今、川地委員からお話がありましたように、案文等につきまして幹事会で練っていただいて、そしてそれを次回以降に提案していただくことにしたいと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) はい。ありがとうございます。

それでは、今日議案の協議はここまでになっておりますので、ここで10分間ほど休憩をさせていただきます。

(午後3時19分 休憩)

---

(午後3時32分 再開)

議長(江藤守國君) それでは再開をいたします。

次の議案に移りたいと思います。

次の第40号議案から48号議案までの9つの議案は、本日新たに提案するものでございます。本日は、議案並びに資料の説明とこの議案や資料に対します質疑までお受けいたしまして、実質協議については次回第14回協議会において行うこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、第40号議案 慣行の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

総務部会(中園) 総務部会の中園でございます。

14ページをお願いいたします。

第40号議案

#### 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めます。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

15ページをお願いします。

協定項目番号 19

協定項目名 慣行の取扱い

調整内容 慣行については、次のとおり取り扱うものとする。

これにつきましては、1から5まで整理をさせていただいております。

まず、慣行の取扱いについての考え方でございますけれども、事務事業調整の中で慣行に属するものをいろいろ考えまして、法的などの根拠のない事務事業であるというふうに一般的には考えられますけれども、慣行という概念が広範囲にわたるため、事務局といたしましても



選定に苦慮したところでございます。

そうしたところで、総務省のマニュアル、先進事例及び1市4町の状況から、分科会・部会におきましていろいろ総合的に協議した結果、花や木など、通常市・町でシンボルとして使用しているものについて調整するということを確認いたしまして、調整しました結果が今回提案している内容でございます。

それでは1から5につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

慣行については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 新市の花は、久留米つつじ・コスモスとする。各町の花は基本的に地域の花として従来どおり活用していく。

(2) 新市の木は、久留米市の例による。各町の木は基本的に地域の木として従来どおり活用していく。

(3) 新市の市章及び徽章は、久留米市の例による。

(4) 新市の歌は、「久留米市の歌」を引き継ぐとともに、新市としての新しい市歌を併に向けて検討する。

また、各町の歌は基本的に地域の歌として従来どおり活用していく。

(5) その他シンボリックなものについては、地域のシンボルとして活用していく。

続きまして、16ページをお願いします。慣行の取扱いについての資料でございます。

市・町の花、木などの比較表を掲げさせていただいております。1から5で、「市・町の花」からその他、それぞれの1市4町の現状を整理させていただいております。

続きまして、先進事例で新居浜市と福山市の分を掲げさせていただいております。

続きまして17ページ。17ページに市・町の章及び徽章の一覧を整理をして掲げております。以上で説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。説明は終わりました。

これにつきまして、何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

委員(田中和義君) すみません。ちょっと事務局、担当者の方にお伺いしますが、これはそれぞれ今、それぞれの地元、久留米市さんを初め地元さんが持っておられる旗の何かみた

いですが、この絵のどこ、申し上げております。絵のどこ、17ページ。

これはどういうことなんですか。久留米市になったら、どういうことになるんですか。久留米市になったら、この久留米市だけということなんですか。横の方の徽章は、それぞれ載っとるのはどうなるんですか。

議長(江藤守國君) はい、回答してください。

総務部会(中園) 17ページの市・町の章及び徽章につきましては、それぞれ徽章と章は同じでございます。同じものを使用されておりますので、3番に書いておりますように、新市の市章及び徽章は久留米市の例によるということで、久留米市の章・徽章、これをそのまま引き継ぐという形で整理をさせていただいております。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) うちでいろいろ勉強会をしておるときにですたい、1市4町がこうなるから、久留米市の市章、徽章を真ん中にどんと置いてですたい、アメリカで州が1つずつ増えたら、1つこう増やすと。そしたら、おれのところは埋没しとらんという。いや、本当に。

それは何か今、三浦さん、それはなくなると言われたけども、さっきの町名・字名、それに優るとも劣らん意見が出たんですよ、たくさん。いや、それいいなって。アメリカは、1州こう出たら、1つずつこうしていくよって。そしたら、昔はこげんじゃったけど、久留米市を核にしてこうしていくよというのは、その旗を見れば、絵見れば一番わかるんですけど、これはもうないんですか。例によるで、切り捨て。(「はい、はい。なら、今度はおれ」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) はい。関連ですか。

じゃ、富松委員。

委員(富松茂治君) 三漕町の富松茂治ですが。これはやっぱ、旗は合併したときは、今度は大衆の皆さんから応募を募ってから、1回デザインの練り直しはしたが方が、僕はよいと思います。

久留米市でぼつとしたなら、やっぱさすが久留米市が市町村な抑えたばい、やっぱ20万と。1万5,000が何ばこきよるか、久留米市あたりにだまれち言うて、徳川家康が物

言いよるごたるふうな言い方、これはどうもおれは気にいらんけん、田舎言葉で言いますと、方言丸出しでやりますが、これは会長が頭下げてでん、いっちょう再考に、また、またたびの市長も勝ち取るごつ、皆さんに頭下げて、この旗印だけはもうちょっと、おれ、みんなから意見ば取り上げさせて、案ば練り直してくれち。ちょっと、江藤市長頑張ってください。そうすると1万5,000どんが4つおるとどんが頑張りますけん。一応そうすると、あんたもう先は、未来は見えととです。これは、あんたたちがもう本当に最高ですばい、これは。こればやんなっせ。どうでんこうでんしてくだっさい。お願いしときます。これは要望と実現と一緒。

議長(江藤守國君) 公的な話でお願いしたいと思いますが。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(田中和義君) 今、富松さんから貴重なご意見だったと思いますが、私はこれに非常にこだわっております。新しくするのもいいです。いいですが、発展的解消というよりも、そのベースがあってですよ、周辺にそういったのが系図に残るということは、何か意味というか意義がありませんか。私はそういうふうに思うんです。富松さん、すみませんなあ。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、古賀委員。

委員(古賀正邦君) 田主丸の古賀でございます。三瀬の富松委員さんからおっしゃったようなことを含めて。

やはり、新しい市をみんなで作っていくという意味からも、(3)と(4)については、やっぱり何らかの方法でみんなが作り上げていくような形をとっていただけないだろうかという願望を持っております。

北野町から出たあれも、なるほど、領けることですけれども、やはりある程度こう単純化していくようなことも必要でしょうし、胸のバッジにちょっとつけるやらといったときは、これ5つも一緒になったようなのは、なかなかできないところがあるかと思えますし、できるだけ早い時期に、そういう取り組みをしていただきたいということをお願いしたいと思えます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(益永エミ子君) 北野の益永でございます。

今、2、3方から提案が出ておりますが、この久留米のこのマークですね。長い間なれ親しんできてあるそのマークだとは思いますが、この新市の合併に伴って全く新しい、そのいろいろなことを取り入れたものが、デザインはされないものかと、私は新市の発展、シンボルとしてそれをお願いいたします。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) 何度も言って申し訳ありませんが、新しいのがいいです。しかし、古いものにも大変重みがありますよね。したがって、これができたときにはそこそこのいわれと伝統や歴史をバックにしてこれが象徴のときに出とると思うんですよ。

だから、1市4町合併なるときは、新しいからそれみんなということには、我々年寄りには余りなじみがですね、何となくあるんですが、固執はしませんけども、そういうことが検討をする部分がちょっとございましたら、ひとつお願いできればということであります。終わります。

議長(江藤守國君) はい。ほかにご質問などございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(三浦俊明君) 田主丸の三浦でございます。先ほどの話のまだ冷めやらぬことでございますけども、15ページに地域の花というのがたくさん出てくるわけです。これが私さっき言った地域の花というのは、地域がないと花もないということではございまして、具体的にこの地域の花とするというのは、どういうことをお考えになっているのか。地域がない限りは、区域がない限りは花もできないと思うんですけども、一体どういうことをおっしゃってるのか。

私は、こういうことがあるから地域を定めなければいけないと、こう言ったわけでございます。よろしく申し上げます。

議長(江藤守國君) はい。今のご質問に回答申し上げます。

総務部会(楢原) 地域特定にはいろんな方法があると思いますので、地域がなくなるとい

うことではございませんので、ご信頼をお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。富松委員。

委員(富松茂治君) 僕はですね、今度は、例えやらは入りません。今度が、僕は勝負じゃない。私は農協の代表ですけんね、この町の鳥の、このカササギの件ですたい。これはカササギにはシラサギもクロカラスも何でんかかってから、一応まとめて申しますが、これが害をしたときには一掃してから猟銃で落としてよかつちゅうごたる、これはちょっとそういうふうなやり方、農家にとってから、あまおうになったけんですね、あまおうが太うございますけん、あまおうの中に小鳥が、もうこの害するこのカササギどんがおいしかけん、ばりばり、ちょっと油断しとると入ってきて食うですたい。そうすると、もうどんこんあんた、麻生先生に対してあまおうは申し訳なかでっしょうが。

だから、ここの町のこの象徴する小鳥もようございますばってん、農家から被害が出たちゅうごつなつたなら一斉駆除はやむを得んと、久留米市になつたなら、もう断固としてそういうことは、弊害は実行するというごたるふうになつてちょっとぴしゃっと取り上げてください、この件だけは。

そして、佐賀県のシラサギがこっちさん来て、その象徴する県の鳥なら、そんなら、お前げんな福岡県さん来んごつ、ネットなつとん立てると。ネットば越えたてきたなら撃ち落とせというごたるふうな、ちょっと北と南じゃございませんばってん。

そういう意気込みで、この鳥のことに取り組んでくださいよ。これはもう絶対私、譲らんけんですね。よろしゅう、会長お願いします。

議長(江藤守國君) はい。

富松委員さん、今おっしゃっているのは、城島町のカササギのことですか。

委員(富松茂治君) そうです。こんやつを含めていろんなもう、カササギも被害ば出よつですたい。

議長(江藤守國君) はい。ちょっと、カササギなのか、何なのか、ちょっと具体的に。

じゃ、宮田委員さん。

委員(宮田康敏君) 城島の宮田ですけど。確かカササギは国の天然記念物でしょう、これは。

委員(富松茂治君) 天然記念物だったってね、農家に害を出すなら害でしょう。それは人間が決めたこっちゃん、天然記念物っちゃん。

委員(宮田康敏君) アマサギとか何とかはわかるばってんですね、カササギはそげんなかったと思うとですね。

委員(富松茂治君) いや、カササギも食ぶるですばい。いっちょう味おうたなら忘れんけんですね、小鳥は。いや、そいけん、もうこれは害が出らんならようございます。どげな鳥も愛鳥で。しかし、害が出て農家から声が挙がったなら、どげな鳥でも、もう害のなくなるまでは落とすと。

委員(宮田康敏君) それは有害鳥獣のあれで、できるでしょう、恐らく。県に申請すれば。

委員(富松茂治君) いや、それが、なかなか難しかですもんね。ドバトはよかばってん。

議長(江藤守國君) はい、中島委員。

委員(中島昌明君) 今、そのカササギの話とかいろいろ話っておりますが、これはもう今、慣行の取扱いの件でありまして、議論の本質じゃないと思っております。

それは十分大事なこと、特に農家の方は大事なことだろうと思っておりますけど、これはもうシンボルをどういうふうにするのかというような話であって、話が全く外れたと思っておりますので、ちょっと会長の方で議事を進めていただきたいと思います。

議長(江藤守國君) はい、わかりました。(「そんなら、ようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、この慣行についてのご質問、この(1)から(5)に関連して、ご質問がございましたらお願いします。

委員(富松茂治君) なら、このカササギの、この町の鳥は、これはここから除外しとってください。何も書かん。話題にもならんごつあるなら。書いとるけんて言いよるとじゃけん。

議長(江藤守國君) 参考までに書いておったということでございますが。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議案につきましては、第14回協議会で協議することとさせていただきます。

続きまして、第41号議案 斎場に関する取扱いについてを議題といたします。議案につ

いて説明をお願いします。

生活環境部会(八尋) 環境衛生分科会の八尋でございます。

斎場に関する取扱いについてご説明をいたします。18ページをお願いいたします。

第41号議案

#### 斎場に関する取扱いについて

斎場に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求めます。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

19ページをお願いいたします。

協定項目番号 27、斎場に関する取扱いの調整内容でございます。

まず(1)番、使用施設についてでございます。

久留米市及び北野町については、久留米市斎場を使用する。

一部事務組合施設を有する地区(田主丸町・三潴町)については、当該施設の使用を基本とし、久留米市斎場の使用も可能とする。

城島町については、久留米市斎場の使用を基本とする。ただし、当分の間は現在の利用形態も継続できるよう努める。

(2)番、使用料金でございます。

基本的に市民負担を統一する。料金改定の実施、補助制度の創設により、新市住民の使用料金負担を同一にする。ただし、前項城島町のただし書きによる場合は、3年を限度として現在の城島町民負担額になるまで差額を助成する、という内容でございます。

次の20ページの資料でございますが、使用施設、それから使用料金につきまして、それぞれ左側に現在の状況、それから右側にただいま申し上げました調整内容に基づく合併後の状態を整理いたしております。

以上で、斎場に関する取扱いについての説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。ただいま説明がございましたが、この議案並びに資料につきまして、何か質問などがございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第14回協議会で協議することといたします。

続きまして、第42号議案 ごみ処理に関する取扱いについてを議題といたします。

議案について、説明をお願いします。

生活環境部会(岩橋) 清掃分科会の岩橋でございます。ごみ処理に関する取扱いについてご説明をいたします。

資料の21ページをお願いいたします。

第42号議案

#### ごみ処理に関する取扱いについて

ごみ処理に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

22ページをお願いいたします。

合併項目番号は、28番でございます。

協定項目名は、ごみ処理に関する取扱いということでございます。

調整内容でございます。ごみ処理については、次のとおり取り扱うものとするということで、(1)ごみの中間処理については、現行どおり各処理施設での処理を継続し、各施設の

建て替え時期に一部事務組合の枠組みも含め、処理体制の検討を行う。

(2)家庭系ごみの分別については、現行制度を維持する。なお、合併後統一が可能なものについては統一化に向けた検討を行う。

(3)ごみの集積所及び収集回数については、当分の間は現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、可燃物の収集回数については、平成17年度から週2回に統一するということでございます。

(4)指定袋制度ですが、家庭系ごみ処理手数料及び粗大ごみ処理手数料については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、北野町の可燃物指定袋については、久留米市を基本に統一する。直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とするということでございます。



- ( 5 ) 事業系一般廃棄物であります事業系ごみの分別基準等については、現行どおりとすると。ただし、家庭系に準じる基準については、合併後早期に統一する。
- ( 6 ) 事業系一般廃棄物であります事業系ごみ処理手数料、これ指定袋でございますが、これについては、当分の間現行どおりとし、直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。
- ( 7 ) 廃棄物減量等推進については、合併後検討し統一する。
- ( 8 ) 地域助成金については、合併後検討し統一する。
- ( 9 ) 資源回収奨励金制度については、合併後検討し統一するということでございます。
- ( 10 ) 自家処理用器具購入補助については、合併後検討し統一する。ただし、電動式生ごみ処理機助成については、平成 17 年度から城島町及び田主丸町の水準を基本に統一する。
- ( 11 ) でございます。不要品利用促進事業については、久留米市の例により統一する。  
ただし、リサイクルホットラインの回収については現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。
- ( 12 ) 環境衛生連合会への業務委託については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行うということでございます。
- 次に、資料について御説明をいたします。資料は 23 ページから 26 ページまででございますが、まず 23 ページをお願いいたします。
- 資料編のごみ処理に関する取扱いについてということで、( 1 ) が、1 市 4 町の中間処理施設の状況を整理しております。施設名、右の方へ構成団体、規模、14 年度の一日当たりの処理量、稼働年を書いております。
- ( 2 ) 番は、家庭系のごみの分別比較表でございます。右の方へ 1 市 4 町を書き、縦の方へは品目名について書いておるところでございます。
- ( 3 ) 番でございます。家庭系の収集運搬方法の比較表でございます。  
24 ページをお願いいたします。
- ( 4 ) 番、家庭系のごみ処理手数料でございます。 が指定袋制度の比較表でございます。容量と 1 枚当たりの単価でございます。

が、直接搬入された場合の手数料の比較表でございます。

( 5 ) 番でございます。( 5 ) 番は事業系のごみの分別比較表でございます、 が分別  
制度でございます。 が収集運搬制度の比較表でございます。

2 5 ページをお願いいたします。

事業系ごみ処理手数料でございます、 が指定袋制度でございます、これは久留米市  
のみが実施しているものでございます。 が直接搬入された場合の比較表でございます、  
久留米市の分につきましては、1 6 年1 月1 日からの新料金ということで記載をしておると  
ころでございます。

( 7 ) 番が、廃棄物の減量等推進員の設置状況でございます。この表の縦方向には、名称、  
人数、任期、身分、報酬といったところで整理をいたしております。

( 8 ) 番でございますが、これは地域助成金の支出の状況を書いております。

2 6 ページをお願いいたします。

( 9 ) 番が、資源回収奨励金制度でございます、これも交付団体とか受付等について整  
理をいたしております。

( 1 0 ) 番が、自家処理用器具等の助成事業でございます、生ごみ処理容器と電動式生  
ごみ処理機でございます、補助の限度額と補助率について整理をいたしております。

( 1 1 ) 番が、不要品の利用促進事業でございます、リサイクルホットライン事業の流  
れとリサイクル広場の利用方法について整理をいたしております。

( 1 2 ) 番が、環境衛生連合会への業務委託の状況でございます。

以上で、ごみ処理に関する取扱いについて、説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。説明が終わりました。

この議案並びに資料につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

はい、富松委員。

委員(富松茂治君) 三漕町の富松茂治でございますが、この生ごみ袋が1 市4 町で合併し  
た場合、袋が恐らく一定しとらん、小さかつから大きかつまであると思いますが、合併した  
ときに袋ばあわせて、久留米市のごみが三漕町に投棄されておるとこも、そこはある程度、  
私が以前しよったときもありましたが、袋の値段が今度は合併を機会に値段ば統一せんと、

またそげな生ごみが隣から隣さん行ったり来たりするち思いますけん、袋の値段ばこれを機会に統一してもろたなら、袋の値段ば急いでもろたらどうじゃろかち僕は思います。

議長(江藤守國君) はい。これについては、今説明がありました。合併後において統一化に向けた検討を行うと。今のは手数料ですかね。袋の大きさとかはどうなるんですか。

はい。ちょっと説明お願いします。

生活環境部会(山下) 清掃分科会の山下でございます。指定袋につきましては、資料でございますように大きさが30リットル、それから45リットルとさまざまございまして、価格につきましてもさまざまな状況でございます。

まず、ごみ処理に関します基本的な考え方といたしまして、それぞれの町でごみ処理に関するさまざまな検討、経過を経て現在の価格、容量等が決まっているわけでございます。さらに、ごみを処理します中間処理施設、これも町によってさまざまでございます。

そのようなことから、まず施設面につきましては、それぞれの処理施設が処理区域内のごみ量を推計し処理能力をはかった上で建設されて維持されておりますことから、現行の処理体制を当面維持する必要がございます。

また、財政、施設面からは、今後の財政状況、それからごみ減量施策等の対応策等が確定しないという段階におきましては、全市的に適正な統一制度というのが簡単には見極められないということがございます。

一方、市民生活面といたしまして、ごみ処理に関する行政と申しますのは、市民の皆様に身近で、かつ日常的なものでございます。さらに先ほど申し上げましたように、地域ごとにその採用の経過、それから歴史というものがございまして、短期間での制度変更については混乱を招くというおそれがありますことから、市民の皆様の同意を得ることも簡単にはいかないというような事情がございまして、それぞれの制度上の違いによりますものですから、当分の間は現行どおりという形でいたしまして、合併後に慎重に検討し、市民の皆さんのご了解を得ながら統一を目指すということにしているものでございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございましょうか。

はい、はい。ほかに。

はい、深町委員。

委員(深町英俊君) ちょっとこれとは直接関係ないわけですが、農業用の産業廃棄物ですね、廃プラ、ビニールですね。ほかの農協については知りませんが、うちのみい農協に対して北野町が150万ぐらいの助成をしとるわけですね。

そうすると、皆さんの農家からは軽1台3,000円、1トン車以上は5,000円ということで、幾らとは決めんでも、それで決めておるわけですね。

それで町の方から150万というのの助成はもらっとるわけですね。そのほかの町については、ちょっと大概、組合長さんがおらっしゃるけん、三潴の組合長がおらっしゃるんで、どうされとるか分かりませんが、北野町においては非常にその量が多いわけですね。もう1年1年ずうっと替えていかにゃならんということでもありますので、これをその助成を今までされておるのは、今後続けてされるのか。別の協議の中に入っておるならば別でございますけど、ちょっと関係がございますもんで、その点についてどう考えてあるのか、説明をお願いします。

議長(江藤守國君) 今の農業用の廃プラについて、回答できますか。

はい。

生活環境部会(岩橋) 農業用の廃プラにつきましては、産業廃棄物でございます、市が取り扱います一般廃棄物とは異なります。そういうことから、ごみ行政の範疇ではないということをお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) じゃ、北野町は農業振興の分野で対応されてるんですかね。きょうは農業関係は来てないですな。

はい。じゃそれは深町委員、ちょっと実情を調査して、どこで検討しているかどうかも含めて、次回に把握をいたします。(「それでよか」と呼ぶ者あり)

はい。ほかにございませんでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第14協議会で協議することといたします。

続きまして、第43号議案 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について、説明を受けたいと思います。

事務局(池田) 下水道分科会の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、下水道事業の取扱いにつきましてご提案をさせていただきます。27ページをお開き願いたいと思います。

#### 第43号議案

##### 下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて

下水道(生活排水・し尿処理)事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めます。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

28ページをお願いいたします。

まず(1)、公共下水道(農業集落排水を含む)の使用料ということで、公共下水道及び農業集落排水事業の使用料については、合併後当分の間は現行どおりとし、その間の早い時期に調整を図る。ただし、城島町が実施いたしております特定地域生活排水処理事業との調整については、公共下水道区域設定時期等に検討を行うと調整をいたしております。

また、受益者負担金・分担金ということで、公共下水道については久留米市に合わせる。ただし、田主丸町の第1期事業分については、同町の農業集落排水事業の分担金に合わせる。

また、城島町が実施している特定地域生活排水処理事業で既に設置が行われている分については、公共下水道区域設定時期等に負担金のあり方について検討を行う。

農業集落排水については、当分の間、田主丸町に合わせるが、合併後新たに整備する地区においては、事業着手前に検討を行うと調整をいたしております。

なお、使用料及び受益者負担金の1市4町の状況につきましては、次の29ページに整理をいたしております。

まず、使用料ということで、現在の1市4町の公共下水道、農業集落排水事業、特定地域生活排水事業の1カ月の使用料について比較を行っております。

なお、標準世帯での比較ということで、久留米市の場合は水道使用水量に応じた算定でございますので、20ないし30m<sup>3</sup>を基準に、また田主丸町、北野町の場合は人員割ですので3人世帯、城島町の場合は浄化槽の規模によりますので5人槽の使用料で比較をいたしております。

次に、 受益者負担金・分担金ということで、現在の1市4町の受益者負担金・分担金について比較を行っております。なお、久留米市の場合は面積に応じて算定、田主丸町、北野町は1世帯当たりでの定額、城島町の場合は浄化槽の規模に応じた額となっております。

28ページにお戻り願いたいと思います。

次に、(2) 合併処理浄化槽の 合併処理浄化槽設置整備事業(個人設置型補助事業)ということで、設置費補助については、平成17年度から久留米市の例により統一する。ただし、三潴町においては、同町の下水道認可の取得までの間、現行どおりとする。

なお、三潴町における下水道認可取得後の全市域の補助額等については、改めて検討し統一する。

維持管理費補助については、平成17年度から新市としての補助制度を導入する。ただし、三潴町において平成16年度以前に合併処理浄化槽を設置した者への維持管理費補助については、現行三潴町の例によると整理をいたしております。

また、 特定地域生活排水処理事業(市町村設置型整備事業)ということで、特定地域生活排水処理事業については、現在実施されている城島町において、当分の間、現制度を基本とした事業を継続すると整理をいたしております。

なお、合併処理浄化槽補助の1市4町の状況につきましては、30ページに整理をいたしております。

まず で、城島町以外の1市3町が実施いたしております個人設置型補助事業の補助内容について比較を行っております。この中で設置費補助につきましては、10人槽を超える浄化槽の補助内容に格差が見られます。また、三潴町のみが設置費補助に対しまして、上乘せ補助と維持管理費補助につきましても実施をされております。

なお、 では、城島町が実施いたしております特定地域生活排水処理事業の概要について整理をいたしております。

28ページにお戻り願いたいと思います。

最後に(3) し尿ということで、くみ取り料金については、現在の料金を継続し、城島町及び三潴町が行っている海洋投棄の禁止時に統一化を図ると整理をいたしております。

なお、し尿の収集手数料及び処理方法の1市4町の状況につきましては、31ページに整

理をいたしております。

収集手数料につきましては、18リットル当たりで比較をいたしております、海洋投棄を行っている城島町、三漕町が5円安い状況でございます。

なお、海洋投棄につきましては、平成19年2月1日以降禁止となりますので、その後は久留米市の処理施設への搬入で考えております。

以上で、下水道事業の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。説明が終わりましたが、この議案並びに資料につきまして何かご質問がございましたらお願いいたします。

はい、富松委員。

委員(富松茂治君) この合併槽のくみ取りでございますが、このし尿船が廃止になった時点で、久留米に投棄するということでございますが、その場合は当三漕は2社ぐらいで、大体区域分けをして、くみ取り範囲を決めております。また、よそも聞くと、よそもそういうふうな流れがございますけれど、特に今度は合併したら業者が入り乱れることと思いますが、私は久留米に近うございますけん、久留米の業者に頼んでも、その事の欠かんように、どこに頼んでも合併したならそれがかなうような方向で検討してください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

やっば、三漕におって、三漕の業者じゃなくても、久留米に近所まで来とつとに、頼まれんちは、ちょっと情けなかですけんね。そういうことが、情けなさがなくなるようによろしゅうお願ひ申し上げておきます。

議長(江藤守國君) はい。

はい。ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしゅうございませうか、ご質問など。

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第14回協議会で協議することといたします。

続きまして、第44号議案 介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

保健福祉部会(長谷) 資料の32ページをお願いいたします。

第 4 4 号議案

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

3 3 ページをお願いいたします。

調整内容としまして 4 点掲げております。

まず 1 点でございますが、運営主体につきましては、新市が保険者となって運営を行うと  
いうことで掲げております。

2 番目でございます。保険料の賦課でございます。保険料の賦課の方法については、久留  
米市の例によるとしております。それから保険料についてでございますが、1 7 年度のみ新  
市の事業計画を策定し、それに基づきまして設定するとしております。

保険料 3 年ごとに改定をしております。現在第 2 期で 1 5 年から 1 7 年までの第 2 期で  
ございまして、合併時につきましては 1 7 年度だけ残りますので、このような取り扱いをし  
ております。

それから、第 3 番目でございます。保険料の納期でございますが、第 1 号保険者の普通徴  
収の納期につきましては、1 0 期としております。

それから 4 番目でございます。財政安定化基金の借入金の取扱いにつきまして、1 市 4 町  
ともそれぞれ借り入れを行っております。この借り入れにつきましては、合併までに償還  
するというふうに取り扱っております。

3 4 ページをお願いいたします。資料の説明をいたします。

まず、運営主体でございますが、4 町さんは広域連合に加入されております。

それから、2 番目の保険料の賦課でございますが、連合さんにつきましては 6 段階で、久  
留米市につきましては 5 段階で保険料の徴収を行っております。

それから、3 番目の保険料の納期でございますが、連合さんの場合は、8 月から翌年 3 月  
3 1 日までの 8 期。それから久留米市の場合は、6 月から翌年の 3 月 3 1 日までの 1 0 期で  
納期を定めております。



それから、35ページでございます。借入金の取扱いでございます。

久留米市の例を申しますと、借入金総額として4,000万をここに記入しておりますが、これは12年度から14年度分、第1期3カ年分の借入金でございます。それを翌3カ年で返すということでございますので、16年度末で1,333万残っているということで、これを一気に返すということでございます。そういう形での表の整理でございます。

以上で説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい。説明は終わりましたが、この議案並びに資料につきまして、何かご質問がございましたらお願いします。

はい、新山委員。

委員(新山正英君) この中に、財政調整積立基金についての件が全然触れられてないわけですが、これは各分科会の中でも調整案としての意見の取りまとめができてはるはずでございます。その調整方針案ということで、ここに資料持ってますけども、「新市の国民健康保険の安定的運営のために合併時引き継ぐこととする」という調整案でまとまっているわけでございますけども、現在この調整内容の中には、その案件が全然出ていませんので、そこからあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。今のご質問に回答をお願いします。

保健福祉部会(長谷) 介護保険につきましては、そういう積立はございません。

議長(江藤守國君) はい。いいですね。それは国保の方ですね。

はい。ほかにございませんでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。それではこの議案につきましては、第14回協議会で協議することといたします。

続きまして、第45号議案 保健医療事業の取扱いについてを議題といたします。議案について説明をお願いします。

保健福祉部会(平塚) 保健医療分科会の平塚でございます。よろしくお願いいたします。

36ページをお願いいたします。

第45号議案

#### 保健医療事業の取扱いについて

保健医療事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

37ページをお願いいたします。

協定項目番号 37

協定項目名 保健医療事業の取扱い

調整内容について説明いたします。

保健医療事業について、次のとおり取り扱うものとする。

大きい(1)番で、保健医療事業についてでございます。

といたしまして、基本健康診査については、合併までに調整を図り、新市で統一した対象者の範囲及び個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診については、合併までに調整を図り、新市で統一した対象者の範囲及び個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

子宮がん検診、乳がん検診、これは視触診でございます。については合併までに調整を図り、新市で統一した対象者の範囲及び個人負担額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

乳がん検診、これはマンモグラフィ検査でございます。については、合併までに調整を図り、国の指針等を踏まえ、新市において統一した対象者の範囲を設定する。また、個人負担額についても、新市で統一した額を設定する。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

節目検診については、合併までに他の健診事業と統合する方向で調整を図る。

大きい(2)番で、母子保健事業についてでございます。

で、妊婦健康診査については、各市町同一事業のため、新市においても現行どおり実施する。

乳幼児健康診査については、合併までに実施方法の統一を図る。ただし、合併年度については現行どおり実施する。

大きい(3)番で、乳幼児医療についてでございます。乳幼児医療については、当分の間

現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する。

続きまして、資料の説明をしたいと思います。38ページをお願いいたします。

38ページの資料につきましては、基本健康診査と各種がん検診についての対象者、実施方法、個人負担についての相違点の状況を整理しております。

39ページをお願いいたします。

39ページの資料につきましては、子宮がん、乳がんなどの婦人がん検診についての相違点と の節目検診につきましては、北野町のみ実施されております事業で、内容といたしましては、久留米市内の2つの医療機関におきまして、ここに掲げられている対象者に対して実施されている総合的な健診でございます。

40ページをお願いいたします。

40ページの資料につきましては、母子保健事業における乳幼児健診での実施方法の相違点の状況を整理しております。

最後に、乳幼児医療についてでございますけれども、資料のとおり、北野町のみが通院についても就学前までを助成の対象とされているということになっております。

簡単ですけど、以上で保健事業についての説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。説明が終わりました。この議案並びに資料につきましては、何かご意見などがございましたらお願いいたします。

はい、宮田委員。

委員(宮田康敏君) 城島町の宮田でございます。

今、説明がありましたが、37ページの3番、乳幼児の医療についてということで、「乳幼児の医療については当分の間現行どおりとし、新市において統一の方向で調整する」とありますが、40ページの(3)番の乳幼児の医療についてということを見ますと、入院は1市4町とも就学前まで拡大するというので、これはようございます。ただ、対象者が通院になった場合ですね、久留米、田主丸、城島、三潁は3歳児未満ですね。北野町は平成16年1月1日より就学前まで拡大するとなっておりますが、これは私は、新市の子育ての支援策の柱として、非常に意義があるのではないかと考えております。

城島町においても、地元説明会、それから出前講座等でも、若いお母さん方から少子化の

問題、子育ての環境の変化等に対する非常に不安の声があるわけですね。

ということは、私たちの町としても、これは要望になりますけど、北野町と同じく就学前まで拡大してほしいと。これは要望です。

それで、県下の自治体で支援制度を上回るサービスを実施してる自治体があれば、そういうところを整理して資料の提供をお願いいたします。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ただいま宮田委員から資料の提供の要請がっておりますが、事務局の方、用意できますか、次回でも。

保健福祉部会(平塚) はい、準備しておきます。

議長(江藤守國君) はい。それでは、ほかにございませんでしょうか。

ご質問がないようでございますので、ただいまの議案につきましては、14回協議会で協議することといたします。

なお、宮田委員から追加資料のご要請がっておりますので、その説明も次回にお願いしたいと思います。

ちょっと長くなっておりますので、ここで5分程度休憩をいたします。

(午後4時27分 休憩)

---

(午後4時36分 再開)

議長(江藤守國君) それでは、再開させていただきます。

第46号議案 行政区の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

総務部会(杉野) 総務部会市民活動・自治分科会の杉野でございます。41ページをお願いいたします。

第46号議案

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

42ページをお願いします。

協定項目番号 23番

協定項目名 行政区の取扱い

調整内容につきましては、ご覧のとおり行政区と区長等の制度と区長等の所掌事務と報酬の4つに分けて整理をいたしております。

行政区については次のとおり取り扱うものとする。

(1) 行政区

行政区は現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 区長等の制度

区長等の制度は、当分の間現行のまま新市に引き継ぎ、今後の制度のあり方については、新市において検討する。

区長等の所掌事務は、現行のまま新市に引き継ぐが、必要な事務の見直しについては、協議の上、合併までに調整する。

区長等の報酬は、現行どおりとする。でございます。

43ページをお願いします。

行政区の取扱いについて、1市4町の比較をしたものでございます。

まず、行政区数及び行政区名でございます。

行政区の数は、ご覧のとおり久留米市にはございませんが、4町におきましては合計203の行政区があります。

行政区の行政区名に関しましては、ご覧のとおりでございます。

44ページをお願いします。

44ページの資料は、行政区の組織、役員等の報酬及び業務内容でございます。

まず、行政区の組織についてでございます。世帯数、これは10月1日の住民基本台帳の数字を使っております。

行政区の数は、先ほどの行政区の数と同じでございます。

隣組数、それから役員等につきましては、区長と補助員とに分けて資料を作成いたしております。

区長等の規則等の規定につきましては、規則や規程で定められておるようでございます。

名称に関しましては、区長、4町同じでございます。

それから人数については、行政区の数と同じでございます。

任期は、2年、1年になっております。

それから、補助員につきましては、条例で非常勤特別職の定めと、それから先ほどの規程等での定めがあります。

それから名称は、連絡員、区長補助員、組長というような呼称でございます。

人数は、ご覧のとおりでございます。

それから、区長や補助員に選任方法が、推薦や選挙というふうになっております。

その他でございますが、これは連合組織でございます。久留米市におきましては、自治会連絡協議会と、それからそれぞれ代表者会議とか区長会とか、行政区長連絡協議会というような連合組織が存在しております。

それから役員等の報酬でございますが、区長に関しましては、4町とも平等割と世帯割がありますが、それぞれ金額はご覧のようでございます。補助員は世帯割で決められているようでございます。

次のページ、45ページをお願いします。

役員等の業務内容でございます。これは先ほどの規則や規程で定めております区長等の所掌事務をそのまま掲載してございます。

46ページをお願いします。行政情報伝達でございます。

行政情報伝達の手法につきましては、久留米市におきましては小学校区の27校区と業務委託契約、27校区の自治会連絡協議会との業務委託契約をいたしております。4町におかれましては、区長等の委嘱ということでやっております。

配送方法でございますが、城島町におかれましては、民間業者、配送業者をご利用されておりますようございますが、あとの1市3町につきましてはシルバー人材センター。それから各世帯までの行政情報の伝達の流れ、イメージ的には大体同じようございます。

配布時期につきましては、2回と3回で、それから配布時期はご覧のとおりでございます、広報紙の発行日がご覧のようになっております。

それから、公共的情報の取扱いでございますが、これは1市4町の行政情報ではない国や県や外郭団体の情報の取扱いでございます、委託、それから業務委託、あとは行政情報と同じというふうになっておるところでございます。

それから一番最後が、自治組織未加入者への対応でございます、城島町におかれましては、広報紙、未加入者に対する個別送付がなされておりますが、残りの1市3町はなされていません。以上でございます。

議長(江藤守國君) 説明は終わりましたが、この議案並びに資料につきまして何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい、古賀委員。

委員(古賀正邦君) 行政区区長制度ですね、区長制度については新市で検討するというようなことですが、私たちは久留米市の状況が全然分からないと。久留米市は自治会制度だから出さないということで、何も出てきてないということだろうと思うんですよ。委託契約はどうなっているのか分からない。区長制度をとっている4町ですか、そういったところについては比較ができるけれども、久留米は全くこの検討外という資料しか出てきていないと。

だから、委託契約の内容が大体どういうことなのかということが1点と、それから久留米市の場合は自治会だから役員等の報酬が挙がっていないと。

自治会の場合は、その自治会長とかいろいろあるようでございますけれども、そういうその報酬がどうなっているかというようなことが、これゼロなのか、何らかの形で出されているのか、そういうことが全く見えないと。

これ、資料の提示の仕方がちょっと4町にとっては不十分じゃないかというように思うわけですが、資料提示ができますか。

議長(江藤守國君) はい。今の古賀委員の資料要請について答えられたらお願いします。

総務部会(杉野) ご必要ならば次回資料を作成しご提示したいと思いますが、若干今説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。

総務部会(杉野) まず、委託の内容でございますが、これは行政情報、広報紙ですね。それから折り込み、これに関する各世帯までの配っていただく委託料でございますが、1,000万弱の委託料がシルバー人材センターに委託料として払われておりますし、27校区の自治会連絡協議会にしましては、14年度決算で5,500万ぐらいになっておりますが、委託料として、これはあくまでも行政情報、広報紙と折り込みチラシ等を配っていただく委託料として支払われております。

それから、久留米市の自治会の役員さん方の報酬でございますが、これは行政から報酬は当然出しておりませんが、現実的には町内会、各家庭から負担されております町内会費の中から自治会長さんの手当ですね、それを出されている自治会もございます。これはさまざまございまして、全くの無報酬のところもありますし、大体年間3万とか、平均すると大体3万円ぐらいですね、町内会費等から手当として出されているのが久留米市の現状でございます。以上です。

議長(江藤守國君) はい、どうぞ。補足説明があったらお願いします。

総務部会(楢原) 総務部会の楢原でございますが、若干補足をさせていただきます。

行政区制度並びに行政区設置に伴います区長ということで、4町は自治体も、非常勤特別職としての区長というのを任命されてありますが、久留米市には全くそのような制度がないということでございます。

ですから、住民の任意組織であります自治会でございますので、広報紙等を配ることに限定をいたしまして、委託契約でその分についての契約をしてのみと。あとは報酬とかそういったものは、市とは無関係の団体でございますので、基本的にはございません。

ただ、公共的団体でございますので、コミュニティ関係で、地域づくり等で事業等をされる場合には、後ほど出てまいります、市として助成すると。

そのような意味から、個別の事業に関しては、助成の制度というのが別個に存在をすると、そのような制度でございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。

はい。古賀委員。



委員(古賀正邦君) ただいまの説明で、広報紙・折り込み等についての委託契約をしていると。これ、シルバー人材というのが出てきましたが、シルバー人材との間の契約ですか。

議長(江藤守國君) はい。シルバー人材と両方でしょ。ちょっとそこらあたり、しっかり説明してください。

総務部会(杉野) 先ほどの資料の46ページの方にイメージと書いてありますが、配送方法ですね、「区長等までの配送」の中に、3町におかれましてはシルバー人材センターを活用ということで、城島町の方では民間業者になっておりますが、ここまでの委託料がまずございます。

それから のイメージの方で、シルバー人材センターの次の欄、久留米市でいいます広報連絡担当者は自治会長になっておりますが、この自治会長から各世帯までの区間、この分で配送の委託料として、先ほど申し上げました金額を委託料として、業務をお願いしているところがございます。以上です。

議長(江藤守國君) ようございますか。

委員(古賀正邦君) はい。

議長(江藤守國君) ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第14回協議会で協議することといたします。

次に第47号議案 コミュニティ施策の取扱いについてを議題といたします。議案についての説明をお願いします。

総務部会(杉野) 47ページをお願いします。

#### 第47号議案

##### コミュニティ施策の取扱いについて

コミュニティ施策の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

48ページをお願いします。

協定項目番号 24番

協定項目名 コミュニティ施策の取扱い

調整内容でございます。

コミュニティ施策については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 自治会活動支援

自治会活動支援制度については、久留米市の例により統一する。また、当分の間、田主丸町、北野町、城島町及び三瀧町の行政区支援を行うものとし、その制度内容については、合併までに調整する。

(2) 小地域公民館（集会所）の建設費助成

小地域公民館（集会所）の建設費助成は、制度が充実している久留米市の例により統一する。

(1) の自治会活動支援についてでございますが、新たに当分の間、4町に関する行政支援を行うということに関しましては、納税組合制度を廃止することに伴い、納税組合奨励金の一部が区の運営費として活用されている実態を配慮して、新市のコミュニティ施策が統一されるまでの間、4町における自治会活動、すなわち区における住民の主体的な住民自治活動を支援するための新しい制度として、4町を対象とした行政区支援制度を新たに設けるということでございます。

資料の説明をいたします。49ページをお願いします。

コミュニティ施策の取扱い

自治会活動支援

自治会活動支援は、制度があるのは久留米市だけでございます。4町におきましては、直接自治会活動の支援の制度はございません。ただし、先ほど申し上げました納税組合奨励金の一部が区の運営費として活用されている区があるということで、3町におかれましてはそういうことでございます。

久留米市の制度は、ご覧のとおり事業費補助でございまして、自治会活動が行うシンボル事業やふれあい事業、祭、そういったものに関する事業費補助で、申請によりまして10万円を限度に2分の1の事業費補助という制度でございます。

50ページをお願いします。

すみません、50ページにつきましては、資料に誤りがございますので、本日差し替えの資料をお手元にお配りしておりますが、その資料でご覧いただきますようお願いいたします。

小地域公民館の資料でございます。小地域公民館（集会所）の数でございますが、久留米市におきましては170、田主丸町では96、北野34、城島28、三瀬20館が現状でございます。

小地域公民館の建設費の助成制度でございますが、これは1市4町とも助成制度はありません。

それから、補助対象の経費でございますが、若干の違いがございますが、基本的には補助対象は同じようでございます。先ほど若干違うと申しましたが、これは備品を含むか含まないかと、そういったものでございます。

補助基準につきましては、久留米市は人口で4区分、それから構造で3区分。それから田主丸が500万円限度と、北野が240万、城島が1,200万を限度、それから三瀬町が500万円を限度になっております。

ちなみに、久留米市の基準で、木造で最高の面積で2,310万円であります。鉄骨で3,300万円、鉄筋で3,872万円の補助を交付するということになります。

それから補助率は、ご覧のとおり10分の2から3分の2というふうになっております。

それから、公民館用地、敷地の問題でございますが、これは1市4町とも同じような内容でございます。以上でございます。

議長(江藤守國君) はい。説明は終わりましたが、この議案並びに資料につきまして何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい。田中委員。

委員(田中和義君) 49ページの久留米市の場合で、補助対象事業の中に自主防災という細目がありまして、器材購入等、その他市長が特に認めた事業というくだりがございますけれども、特に認めた事業という例がございましたら、ちょっと教えていただけますか。

議長(江藤守國君) はい。回答できますか。

総務部会(杉野) すみません。この資料の作成が余りよくはなかったかと思いますが、この自主防災組織とその他の部分は、若干スペースを空けていただいてご理解をいただきたい

と思います。自主防災に関しまする設備の購入は、当然その事業費の補助になりますし、その他市長が認めるというのは、これは特別な部分でございますので、このところの間が空いております。よろしく申し上げます。

委員(田中和義君) ああ、そう。中に収まってないね。それじゃ、ついでに聞きましたら、その他。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) それは、区分はそれでわかりましたが、その他のところで市長が特に認めた事業というのは何かありますか。

議長(江藤守國君) はい。何か事例的にありますか。

委員(田中和義君) いや、なければ無理しておっしゃっていただかなくて、調べていただいて後で教えてもらえば。

総務部会(杉野) 1つ今ありますのが、小地域公民館の放送設備、これが自主防災ということに絡めてつくったという部分もございますので、そういったものも対象になるということでございます。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) これは、せんだって私のところに小さなその放送設備があると言うんですよね。あれはまさにこの、台風のときなどは「お年寄りの皆さん、お1人でお住まいの皆さん、公民館に、開けておりますからお集まりください」という類の放送をしてるわけですよ。

しかし、これはうちにあるよということをうちのその町当局にも申告をしまして、担当者がまだ知らなかったケースがあるんですよね。うちの北野校区には、そういう場所が3カ所ないしは4カ所あって、多分同じような使い方をしと思うんですけども、これがその範疇に入りましようか、どうでしょうか。

議長(江藤守國君) はい。答えられる範囲で。

総務部会(杉野) まだ、再度検討は必要かと思いますが、自主防災という観点で設備をされていらっしゃるんであれば、この事業費対象になります。あくまでもこの事業費の対象が上限が10万円でございます。事業費の2分の1補助がこの規定でございますので、そ

の金額の補助ということで、申請があれば、再度そういう検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長(江藤守國君) はい。田中委員。

委員(田中和義君) およそわかりました。条件が整えば、幾ばくかのご支援はいただけるというふうに理解してよろしゅうございますね。はい、ありがとうございました。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。深町委員。

委員(深町英俊君) これはちょっと確認事項でございます。50ページ、補助対象経費となっておりますが、いろいろ書いて備品は対象外となっておりますが、ちょっと極端な言い方しますと、クーラーとボイラーですね、これは火災保険上は建物の一部となつとるわけですね。火災保険上は、もう移動はできませんので、テレビやらは持って行ってすれば動産になりますけど、クーラーとボイラーは設置されておりますので、家が火事になった場合は、家と建物と同格となるわけですね。

これについてここは、そのクーラーやらは、今からは恐らく公民館でも何かクーラー付けたりされると思いますが、そのところ私、ちょっと確認したいわけですが、その点についてちょっと説明をお願いします。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、回答してください。

総務部会(杉野) 基本的には本体工事でございますが、当然その工事の中には照明器具や、あとはガス器具とか、それから空調、給排水設備、浄化槽等も含めて、そういったものも本体工事とみなして補助の対象にさせていただいております。

ここで挙げています備品というのは、例えばテレビとかカラオケとか冷蔵庫とか、いすとか座布団ですね、そういった類のものを備品として除外をさせていただいております。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。北野町の益永委員。

委員(益永エミ子君) 北野の益永でございます。

委員(益永エミ子君) 50ページの一番最後の小地域公民館等の用地のことについて、現

在私たちの部落でちょっともめておりますので、お尋ねしたいと思いますが、町に寄付しなくて、地元で管理していくということで、地縁団体の認可を受けている地域もあるというのは、そのことでしょうか。

その場合は、固定資産税なんかは町に寄付した場合は要らないということで、地縁団体の管理であれば公民館といえども固定資産税は要るのでございましょうか。我が地域でございませうけど、お尋ねいたします。

議長(江藤守國君) はい。では答えてください。

総務部会(杉野) 確かに久留米市におきまして、市が所有しているといいますが、地元でご提供をいただいて、あとは市に寄付して、市の方が管理しているという土地もございませうし、地元で所有されている土地もございませう。

ただ、税金の関係で補足しますと、固定資産税は減免になるかと思いますが、例えば地域で購入をされた場合は、やっぱりこれは税金がかかってくるということになりますので、地元で地縁団体として財産として登記をされるというのも、1つの方法かと思いますが、あとは市の方に寄付をいただいて、あとは市ですという方法も両方ございませう。どちらの方法とられても可能かと思いますが、以上です。

議長(江藤守國君) はい。富松委員。

委員(富松茂治君) 富松です。私のところは、早津崎はやっとコミュニティセンターができましたが、今初めて伺いましたが、そういうその地震・雷・火事の施設を設ける場合は、当公民館も今の補助の対象に申請はお願いしていいとですな。

議長(江藤守國君) はい。答えてください。

委員(富松茂治君) 例えば、そのマイク施設で据えてやるっちゅうなら。今それだけがついとらんごたるですたい。

議長(江藤守國君) いや、マイクは対象外と。

委員(富松茂治君) マイクは対象外。そんならその...

議長(江藤守國君) 備品は対象外という説明はさっきありました。

委員(富松茂治君) なら、その放送設備はどげんでしょうか。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、それについて答えてください。

委員(富松茂治君) 放送設備は補助がいただけますか、いただけませんかでしょうか。

総務部会(杉野) 小地域公民館の補助の、建設費の本体工事に入るかどうかというのが判断になりますので、その辺は具体的にどういう放送設備かという部分があるかと思いますが、基本的には本体工事が補助の対象になりますので、例えばその放送設備がカラオケ等に利用されるのであれば、それは対象外というふうにはなります。

建築費補助でございますので、例えば先ほどの50ページの小地域公民館の補助の枠ではございませんが、例えば先ほどの、その前のページの49ページの自治会活動支援で事業費補助としまして、何かその祭で使うような放送設備を借りるとか、そういった場合は、このコミュニティの助成、自治会活動の事業費の補助で2分の1の補助制度がございますので、そちらをご利用いただければいいかなと思います。

委員(富松茂治君) はい、よう分かりました。ありがとうございました。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。

はい。三浦委員。

委員(三浦俊明君) 田主丸の三浦でございます。

全般のことをお聞きしたいんで、事務局長にお答え願えればと思うんですけども、先ほどから医療保健だとかコミュニティとか、こう出ておりますけども、これは現状の合併調整といたしますか、そういうものが非常に多くて、例えばコミュニティなんかは合併を機に、これはひとつに住民の融和とか大事な問題なんで、合併を機に、あるいは合併後にコミュニティ関係の充実だとか、そういう検討というのは対象に入っているのかどうか。

特に、宗像市に一度、昨年ですか一昨年から勉強に行ったときに、宗像市の合併というのはコミュニティシステムをつくったことによって、一気にその合併意識が高まったということも聞きましたけども、そういうご検討が対象に入ってるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、事務局長お願いします。

事務局(村上) 基本的に、この合併協定項目の調整につきましては、今現在やっております1市4町のいろんな行政サービスをどう調整するのか、そういったことを最優先で調整をしてるところでございます。

今おっしゃいましたいろんな新市における、ある意味では新市の姿、それから建設にかかわるものについては、基本的には新市建設計画の中で基本的な方向性を出していくと、そういう形の中で整理をしているところでございます。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、この議案につきましては14回協議会で協議することといたします。

続きまして、第48号議案 国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。

議案について説明をお願いします。

保健福祉部会(平塚) ご説明いたします。51ページをお願いいたします。

第48号議案

#### 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年12月6日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

52ページをお願いいたします。

協定項目番号 35

協定項目名 国民健康保険事業の取扱い

調整内容でございます。

国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 保険料の賦課について

賦課形態は保険料とする。ただし、合併年度は現行どおりの保険税または保険料とする。

保険料については、当面現行どおりとし、平成22年度の統一に向けて不均一賦課を採用し、必要な改定を行う。

賦課方式については、平成22年度より医療保険分3方式(所得割・均等割・平等割)、介護保険分2方式(所得割・均等割)とする。

#### (2) 番目でございます。保険料の納期について。

保険料の納期については、久留米市及び北野町の例により10期とする。



( 3 ) 番目、被保険者証について。

被保険者証については、被保険者ごとの個人単位とする。

( 4 ) 番、無受診者表彰について。

無受診者表彰については、現行どおりとし、新市になって実施の可否を検討する。

( 5 ) 番、はり灸助成について。はり灸助成については、被保険者を対象に、はり灸及びあんま、マッサージの利用について、年間60回を限度に助成を行う。

続きまして、資料の説明をさせていただきたいと思います。53ページをお願いいたします。

53ページにつきましては、保険料の賦課の方式、保険料の納期数、被保険者証の形式についての、相違点の状況を整理させていただいております。

54ページをお願いいたします。

54ページにつきましては、無受診者表彰についての対象者と記念品の種類の相違を示しています。

最後に、はり灸助成についてでございます。はり灸助成については、対象者、施術の範囲、回数について相違点の状況を整理させていただいております。

以上で、国民健康保険事業の説明を終わらせていただきます。

議長(江藤守國君) はい。説明は終わりましたが、この議案並びに資料につきまして何かご質問などがございましたらお願いいたします。

はい、新山委員。

委員(新山正英君) すみません、さっき協定項目を間違えまして。

また同じような質問をさせていただきたいと思いますが、財政調整基金の積立についての記述がなされておられませんので、どういう観点でなされておられないのか、そこらあたりを。議論の中で、部会等でも議論がなされているはずでございますけど、その点をぜひ御説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、事務局から説明をお願いします。

保健福祉部会(蒲池) 保健医療分科会の蒲池でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

基金につきましては、財産の取扱いの中で新市に引き継ぐものとして整理しております。国民健康保険財政調整積立基金についても、基本的に同様の取扱いであることから、国保事業の取扱いのための記載はしていません。以上でございます。

議長(江藤守國君) よろしゅうございますか。

はい、新山委員。

委員(新山正英君) この調整基金の積立ですけれども、これは基金目的というのが国民健康保険の中にございますわけですけれども、この今現在、国民健康保険の事業の取扱いという協定項目名でございます。当然この国民健康保険事業の取扱いの中での議論がなされているのではないかと、私は思ってるわけでございますけれども、その点、お願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) はい。じゃ、これについて回答ありますか。

はい、回答してください。

財政調整会議(中園) 財政調整会議の中園でございます。基金の総括的な取扱いにつきましては、先ほど回答したとおりでございます。この協議の中で特別会計の基金、これにつきましてはご存じのように特定の歳入で特定の歳出を賄うという特別会計の規定がありますので、そうしたことで、特別会計につきましては、基本的には分科会での事務事業調整方針、これに従うということで合意が整っているところでございます。

議長(江藤守國君) そういうことでございますが。

はい、ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、ただいまの議案につきましては、第14回協議会で協議することといたします。

次に、冒頭申し上げておりましたように、第15号議案 地方税の取扱いについてを議題といたします。

本日、行政区及び国民健康保険の協議項目の提案説明をいたしておりますので、この地方税の取扱いについての協議をお願いしたいと思います。

何かご意見がございましたら、お願いいたします。

はい、松下委員。

委員(松下幸嗣君) 田主丸の松下でございます。この前私、資料の要求をしたんですが、

この地方税の取扱いの一部であります。徴収率とか滞納とか、そういうことを質問いたしました。

やっぱり税金は全部いただくのが基本でございます。先ほど挙がっておりました還付金の問題ですが、これちょっと聞いたところでコミュニティの支援策として、それに還元するとかいう話も出ておりますので、その辺含んでどういう取扱いをお考えになっておるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

そのコミュニティについても、還付金と同様に、田主丸町では道路愛護とかそういうことを住民が自主的にやっております。車のガソリン代ぐらひは、各行政区で2,000円ぐらひのガソリン代はいただいておりますけれども、その辺を含めて、地方税の取扱いということでございますので、お尋ねをいたします。以上です。

議長(江藤守國君) はい。ただいまのご質問で、どういう検討をしているのかということですが、納税組合に関連して、回答をお願いします。

総務部会(杉野) 市民活動・自治分科会の杉野でございます。先ほど47号議案のときにご説明をさせていただきましたけれども、自治会活動支援としまして調整方針案を、本日ご提示したわけでございますが、自治会活動支援制度につきましては、久留米市の例を適用すると。そのほかにまた新たに、4町における行政区の支援としまして、先ほどご質問がございましたように、実態的には奨励金、納税組合奨励金の一部が区の運営費として活用されているということもございますので、そういったことで今後合併までに調整をし、新たな支援制度を設けるといふふうで調整をさせていただいているところでございます。以上です。

議長(江藤守國君) はい、松下委員。

委員(松下幸嗣君) 田主丸の松下でございます。

大体分かります。分かりますけれども、もう少し住民の、こういう制度を利用するという言葉は悪いんですけども、税金納税意識を高めるとか、そういうふうなことにつながるようなことを考えながらやっていただきたいと思えます。これは要望でございます。終わります。

議長(江藤守國君) はい。ほかにございませんでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、第15号議案 地方税の取扱いにつきましては、原案のとおり承認する

ことといたしますが、それでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。事務局から何かありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

事務局(田中) 次回の協議会日程の確認でございます。

次回第14回協議会につきましては、12月20日土曜日、時間は13時から、場所はここアルカディアホールで開催を予定させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

議長(江藤守國君) ほかにございませんでしょうか。

それではこれもちまして、久留米広域合併協議会第13回会議を終了させていただきます。熱心なご協議、まことにありがとうございました。

(午後5時16分 閉会)

---

久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議 長 江 藤 守 國

委 員 富 松 章 子

委 員 古 賀 喜美子